

～いのちを大切にする ケアタウンおだわら～

ケアタウン構想報告書



平成22年3月

ケアタウン構想検討委員会

はじめに

例えば、高齢者問題では、団塊の世代が高齢化することによって確実に要介護者が増大することになり、それをどこで誰が担っていくかという問題があります。子育ての問題では、孤立した親たちが悩んでいる姿があり、また、障害者問題では、支援を求める声も出せずにいる人が少なくありません。他にも貧困や外国人の問題など、地域には様々な福祉課題が山積していると言えます。

しかし、地域の状況はどうでしょうか。人口の流動や核家族化などが原因となって、近所付き合いの減少など人々のつながりは希薄化しており、地域団体への加入者も減少するなど、地域における協力体制は全般的に低下していると言えます。そのことは、民生委員児童委員や自治会役員の負担を増大させている側面にも繋がっています。

そのような中で、新しいニーズの発信がされて、制度の狭間や複合的な問題によるニーズの多様化が明らかになって来ています。反面、地域との関わりを望まない高齢者や障害者などは、孤立を深めている部分もあり、支援の難しさに繋がっているとも言えます。

様々な福祉課題に対して、これからの福祉は地域を基本として、市民、福祉事業者、行政が協働して進め、従来の枠組みを超えた新たな支え合いを実現し、安心して暮らせるケアタウン小田原が求められています。

そのような課題に対して、ケアタウン構想検討委員会は、これまで検討を重ねてきました。そして今回、その結果を「ケアタウン構想報告書」としてまとめることができました。これを基にケアタウン実現に向けて、さらなる議論を深めていきたいと考えています。多くの方からご意見が寄せられることを期待しています。

なお、今回のケアタウン構想検討委員会におきましては、民生委員児童委員、自治会役員等のみなさんにアンケートを実施させていただいたこと、多くの方からパブリックコメントをお寄せいただいたこと、毎回の委員会に傍聴いただいたことなど本委員会に関心と協力をいただいたことに深く感謝いたします。

平成22年3月

ケアタウン構想検討委員会
委員長 伊 東 秀 幸

目 次

【本 編】

1 ケアタウン構想とは？	4
2 ケアタウン構想策定の背景	4
3 新たな支え合いのイメージ	5
4 ケアタウン構想の位置付け	6
5 地域における主な福祉課題	7
○人々のつながりや関わりの希薄化 ○地域における協力体制の低下	
○相談、交流の場のあり方 ○地域における団体の活動や連携のあり方	
○制度に当てはまらない要望など多様化するニーズ ○支援が必要な方の生活不安	
6 ケアタウン構想の体系	8
○基本理念 ○基本目標 ○取組みの方向性	
7 ケアタウン構想の取組みの方向性	9
○人材・担い手の育成 ○市民意識の向上 ○福祉教育の推進 ○相談・交流の場の確保	
○交流の仕組みづくり ○団体間の連携促進 ○相談体制の充実	
○情報提供の充実 ○生活支援サービスの提供 ○災害時支援体制の充実	
8 課題解決に向けた取組み例	14
○地域福祉コーディネーターの創設 ○福祉施設と地域団体との連携交流の促進	
○地域ケアタウン会議の開催 ○地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連携促進	
○福祉健康部内のケース検討会議の開催 ○ケースワーカーや保健師など地区担当職員の充実	
○社会福祉協議会による生活支援ボランティアの拡大 ○災害時要援護者の支援体制の整備	
9 課題解決に向けた取組み例の機能	22
10 ケアタウン構想に関する重点検討事項	23
11 ケアタウンの姿	25
12 ケアタウン構想推進に向けて	26

【資料編】

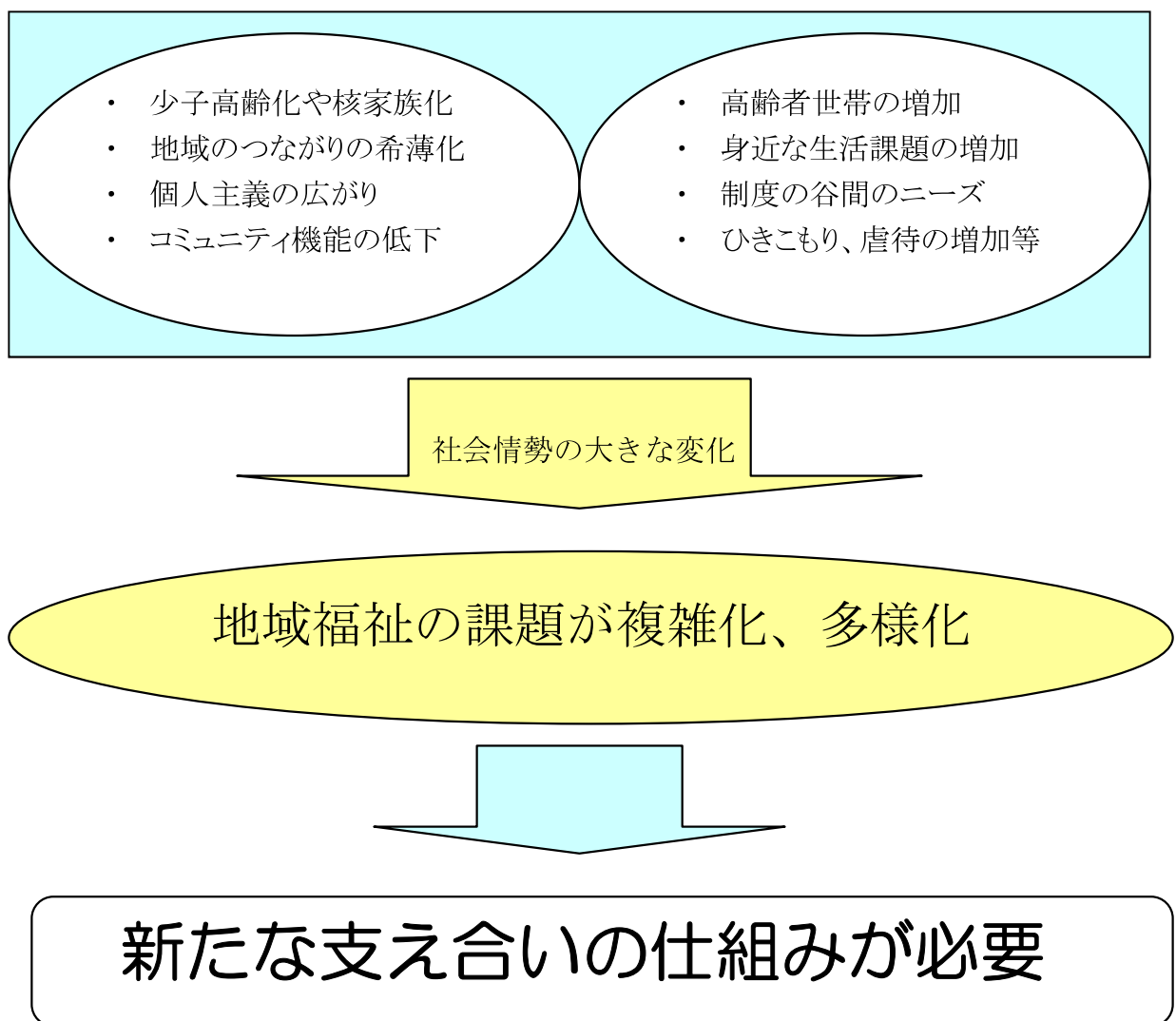
資料 1	ケアタウン構想検討委員会設置要綱	28
資料 2	ケアタウン構想検討委員会委員名簿	30
資料 3	これまでの検討経過	31
資料 4	小田原市の福祉統計データ	32
資料 5	地区別人口統計データ	42
資料 6	高齢者、障害者、子育て相談等の地域拠点	44
資料 7	ケアタウン構想に関するアンケート結果	45
資料 8	市民意見の募集（パブリックコメント）	46
資料 9	用語の説明	47

本 編

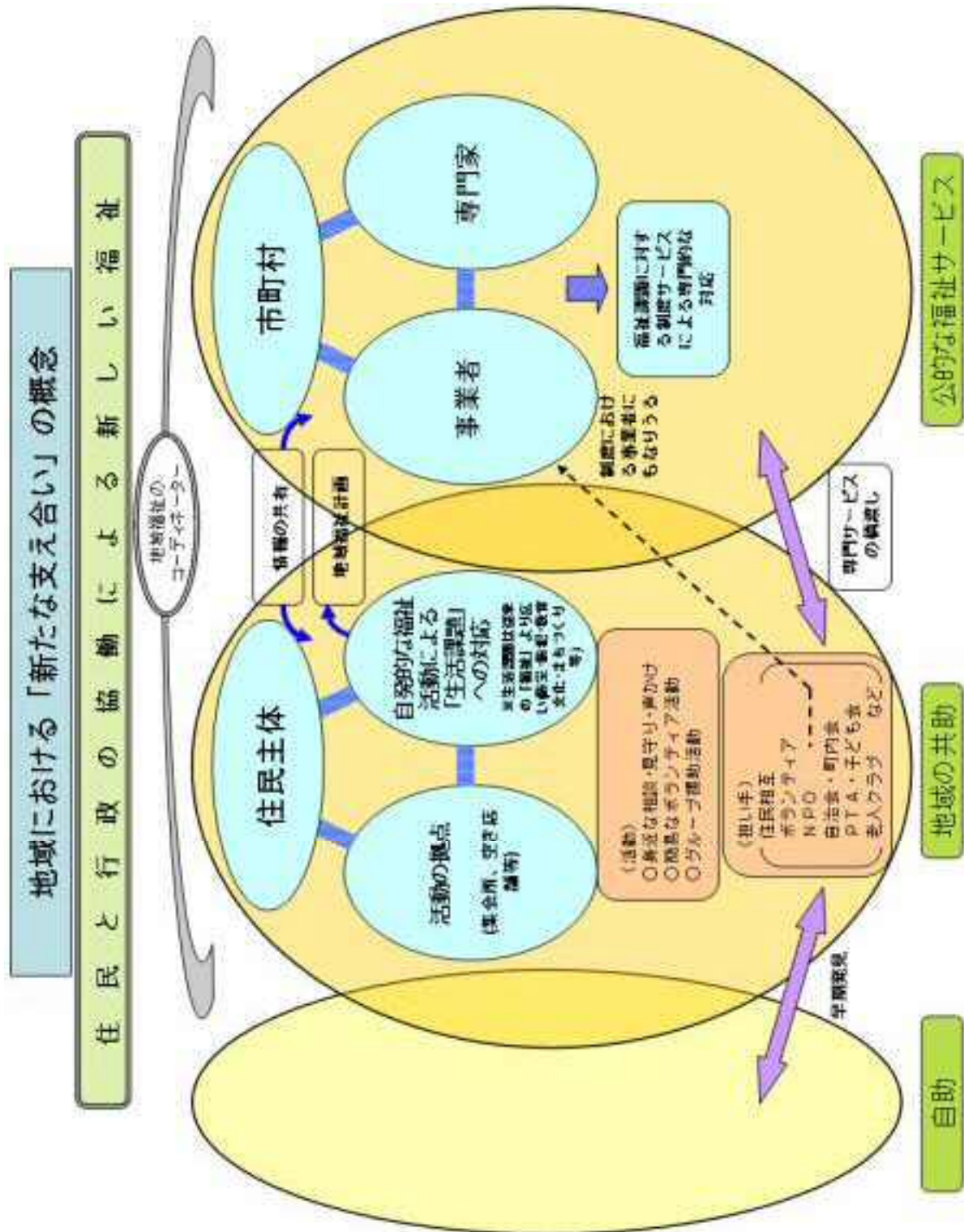
1 ケアタウン構想とは？

- ◆ 「ケアタウン」とは、市民一人ひとりが、ともに支え合い、助け合いながら、安心して暮らせるまちのことです。
- ◆ そして、高齢者、障害者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政等が一体となって支える仕組みを「**ケアタウン構想**」と呼びます。
- ◆ このケアタウン構想を推進していくための基本理念を「**いのちを大切にするケアタウンおだわら**」としました。

2 ケアタウン構想策定の背景



3 新たな支え合いのイメージ

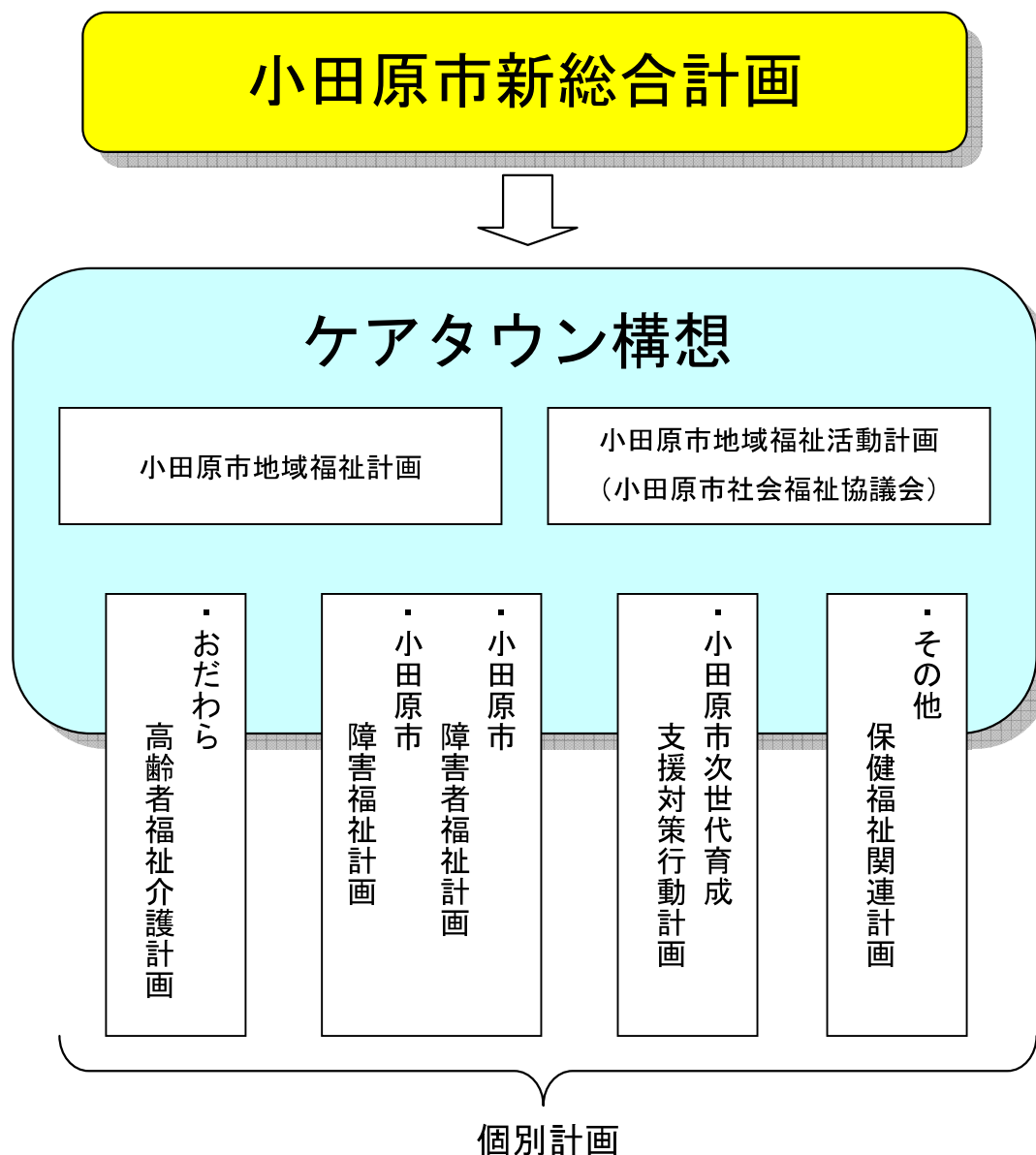


出典:厚生労働省

「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書

4

ケアタウン構想の位置付け



◆ 総合計画・ケアタウン構想・個別計画の関係

- 総合計画…市政全体の基本構想や基本計画を定めた最上位計画
- ケアタウン構想…地域福祉の観点から保健福祉分野全体の基本理念を示し、課題解決に向けた地域福祉の取組みの方向性をまとめたもの
- 地域福祉計画…ケアタウン構想を推進するための地域福祉の取組みを示す計画
- 地域福祉活動計画…地域福祉を推進するため、社会福祉協議会が住民等の福祉活動や民間の事業展開の方策等をまとめた行動計画
- 個別計画…高齢者、障害者、子ども、子育て世代など、分野別の具体的な取組み等をまとめた計画

5 地域における主な福祉課題

- ◆ 平成21年7月に「ケアタウン構想に関するアンケート調査」実施したところ、様々な意見を通じ、地域の課題が明らかになりました。寄せられた主な意見は次のとおりです。

1 人々のつながいや関わりの希薄化

- ・ 近所付き合いの減少
- ・ 助け合い意識の希薄化
- ・ 地域の中での一体感の減少
- ・ 活動に熱心な市民と無関心な市民の二極化現象
- ・ 高齢者や障害者など家庭の事情を知られたくない方の増加

4 地域における団体の活動や連携のあり方

- ・ 自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会などの役割分担と連携策について
- ・ 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て支援センターなど相談拠点の連携策について

2 地域における協力体制の低下

- ・ 地域団体の業務量が増加
- ・ 地域活動に対する負担感や責任感が顕著
- ・ 地域団体への加入者の減少
- ・ 地域活動の担い手不足
- ・ 地域団体の活動の低下

5 制度に当てはまらない要望など多様化するニーズ

- ・ 買い物や外出の付き添い、ゴミ出しなど生活支援に対するニーズの増加
- ・ ひきこもり、虐待など新たな課題の発生
- ・ 高齢者や障害者など地域に声が届かない方の孤立化
- ・ 制度に当てはまらない方への対応

3 相談、交流の場のあり方

- ・ 身近な所での交流、相談できる場の不足
- ・ 子どもや障害者、高齢者など多様な方々が交流できる場のあり方
- ・ 同じ悩みを持つ方々が気軽に交流できる場が必要
- ・ 既存資源を活用した地域拠点のあり方
- ・ 行政の相談体制のあり方

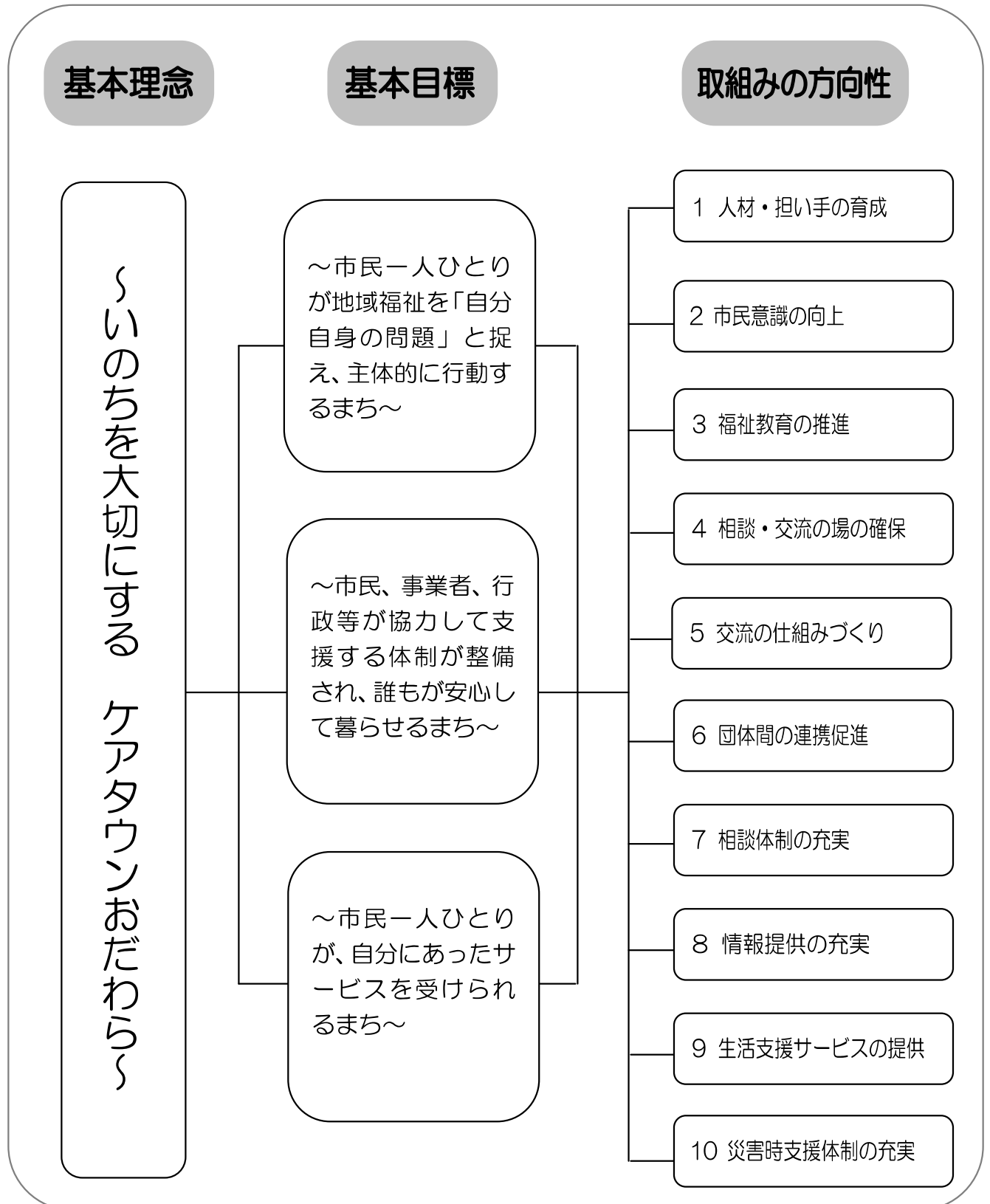
6 支援が必要な方の生活不安

- ・ 高齢者や障害者などを抱える家族の災害時の対応の不安
- ・ 地域における災害時の支援体制の不安

6

ケアタウン構想の体系

ケアタウン構想の基本理念「いのちを大切にする ケアタウンおだわら」の実現に向けて、3つの基本目標と具体的な10の取組みの方向性を掲げました。



7 ケアタウン構想の取組みの方向性

ケアタウン構想に掲げる3つの基本目標を実現するための具体的な10の取組みの方向性を記載しました。

1 人材・担い手の育成

取組みの内容	主な取組み
民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会などの活動を支援するなど環境づくりに努めるとともに、既存の担い手を補完する制度を検討します。 また、社会福祉協議会、NPO、福祉事業者、団塊の世代、子育て世代などと連携して新たな担い手の発掘に取り組めます。	● 民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会への支援 ● 地域福祉コーディネーターの創設 ● 多様な担い手との連携による新たな担い手の発掘

2 市民意識の向上

取組みの内容	主な取組み
市民一人ひとりがお互いに理解し合い、地域の課題や活動を自分自身の問題として受けとめることができるよう、様々な機会を捉えて市民意識の向上に取り組めます。	● 市民一人ひとりの地域活動への参加を促進 ● 地域活動のPRや啓発の実施 ● 本市転入者に対し地域活動の情報を行政窓口で提供

3 福祉教育の推進

取組みの内容	主な取組み
次代を担う子どもたちが、福祉の大切さを認識するために、保育園・幼稚園や小中学校での福祉教育を推進します。 また、ボランティア活動や地域活動に関する講座や研修会などを開催し、福祉意識の醸成に努めます。	● 保育園・幼稚園や小中学校での福祉教育の推進 ● 地域や福祉施設等での福祉体験学習の実施 ● ボランティア活動や地域活動に関する講座や研修会の実施

4 相談・交流の場の確保

取組みの内容	主な取組み
あらゆる世代の方々が、身近な地域で相談や交流、活動ができるように、既存施設や地域資源を活用した拠点の確保について検討します。	● 公共施設の活用の検討 ● 地区公民館の活用の検討 ● 民家や店舗の活用の検討 ● 福祉施設の活用の検討

5 交流の仕組みづくり

取組みの内容	主な取組み
市民一人ひとりが地域とのつながりを持ち、顔の見える関係を築くため、誰もが気軽に参加でき、多くの人たちが交流できる機会や場の提供について検討します。	● 地域サロン活動の推進 ● 子どもから高齢者までの世代間交流事業の実施 ● 誰もが参加しやすい環境や雰囲気づくり ● 福祉施設と地域団体との連携交流の促進

6 団体間の連携促進

取組みの内容	主な取組み
地域福祉活動をより活性化するため、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO、ボランティア、福祉事業者、行政など保健福祉関係者の連携、交流を図ります。	● 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、自治会の役割の明確化 ● 地域ケアタウン会議の開催 ● 地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連携促進 ● 福祉施設と地域団体との連携交流の促進（再掲）

7 相談体制の充実

取組みの内容	主な取組み
市民一人ひとりが安心して生活や福祉の相談ができるよう、また多様な保健福祉に関するニーズに対応できるよう、相談体制や相談機能の充実に取り組みます。	● 地域ケアタウン会議の開催（再掲） ● 福祉健康部内のケース検討会議の開催 ● ケースワーカーや保健師など地区担当職員の充実 ● 地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連携促進（再掲）

8 情報提供の充実

取組みの内容	主な取組み
市民一人ひとりが保健福祉サービスや地域福祉活動などの情報を容易に得られるよう、提供方法や体制を整備します。 また、地域福祉の担い手や団体などの連携を図るため、相互の情報共有に取り組みます。	● 保健福祉サービスや地域福祉活動の情報の充実と提供方法の検討 ● 地域福祉の担い手や団体間の情報共有の促進 ● 本市転入者に対し地域活動の情報を行政窓口で提供（再掲）

9 生活支援サービスの提供

取組みの内容	主な取組み
単身の高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、買い物やゴミ出し・草むしりなどの日常生活に関する支援を行うため、関係機関と連携しながら新たなサービス提供に取り組めます。	● 社会福祉協議会による生活支援ボランティアの拡大 ● シルバー人材センターによる生活支援ボランティアの検討 ● 地域人材登録制度の検討

10 災害時支援体制の充実

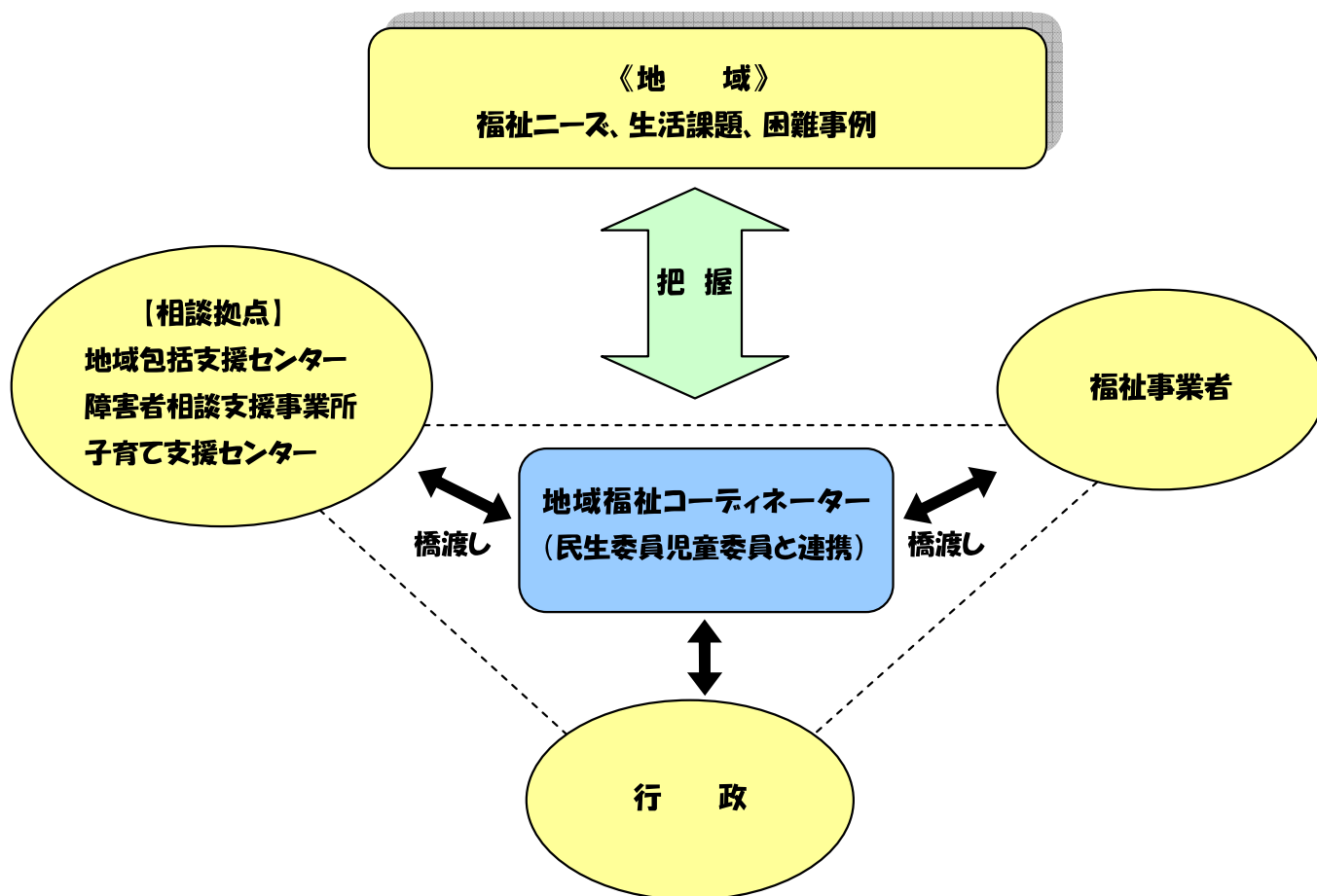
取組みの内容	主な取組み
災害時等に備え、地域における災害時要援護者の把握や情報の共有・活用を行うとともに、災害時要援護者の支援体制の構築に努めます。	● 災害時要援護者の支援体制の整備

8 課題解決に向けた取組み例

ケアタウン構想における10の取組みの方向性を受け、課題解決に向けた8つの取組み例を掲げました。

地域福祉コーディネーターの創設

- ◆ 地域の福祉ニーズや課題を把握し、関係機関や福祉サービスに繋げる調整役として、また、民生委員児童委員を補完する新たな担い手として創設する。

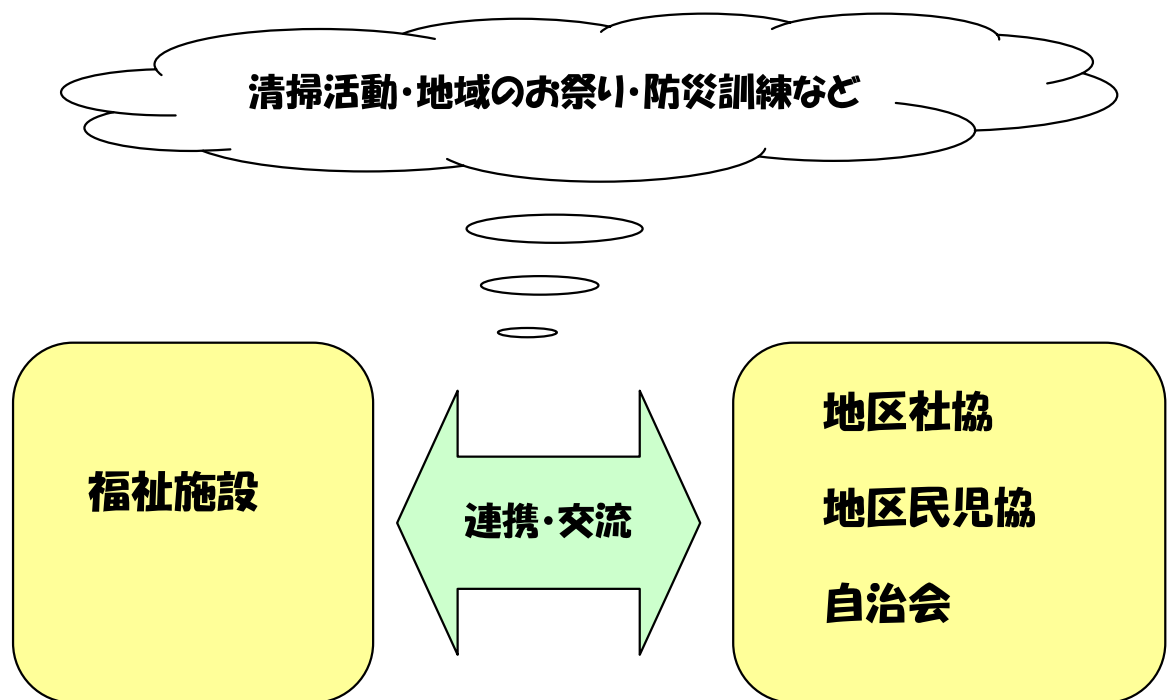


■ 実施に向けて整理すべき事項

- 地域福祉コーディネーターの養成方法と活用方法
- 民生委員児童委員との役割の差別化
- 有償ボランティアとして位置付ける場合の費用負担

福祉施設と地域団体との連携交流の促進

- ◆ ケアタウン構想を推進するためには、地域と地域にある福祉施設が協力関係にあることが望まれることから、相互理解の充実を目指して、福祉施設と地域団体との連携交流を促進する。

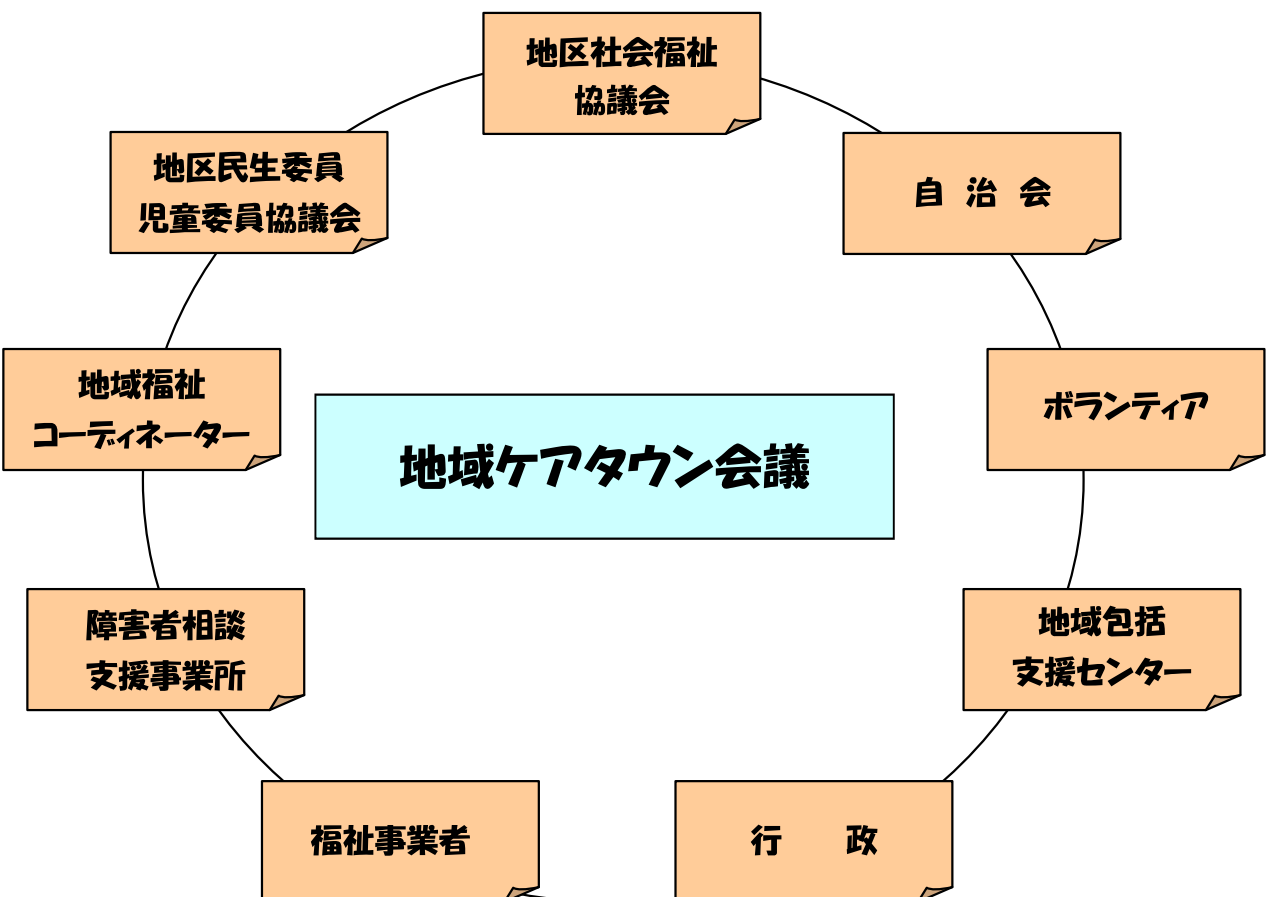


■ 実施に向けて整理すべき事項

- 福祉施設への働きかけの方法
- 地域活動に参画する福祉施設へのインセンティブのあり方

地域ケアタウン会議の開催

- ◆ 地域福祉の課題については、地域の関係者が最も良く把握していることから、課題の具体的な解決策に向けて検討するため、各地域において、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、福祉事業者、行政など保健福祉関係者が一堂に会し、解決策に向けた実務的な会議を開催する。

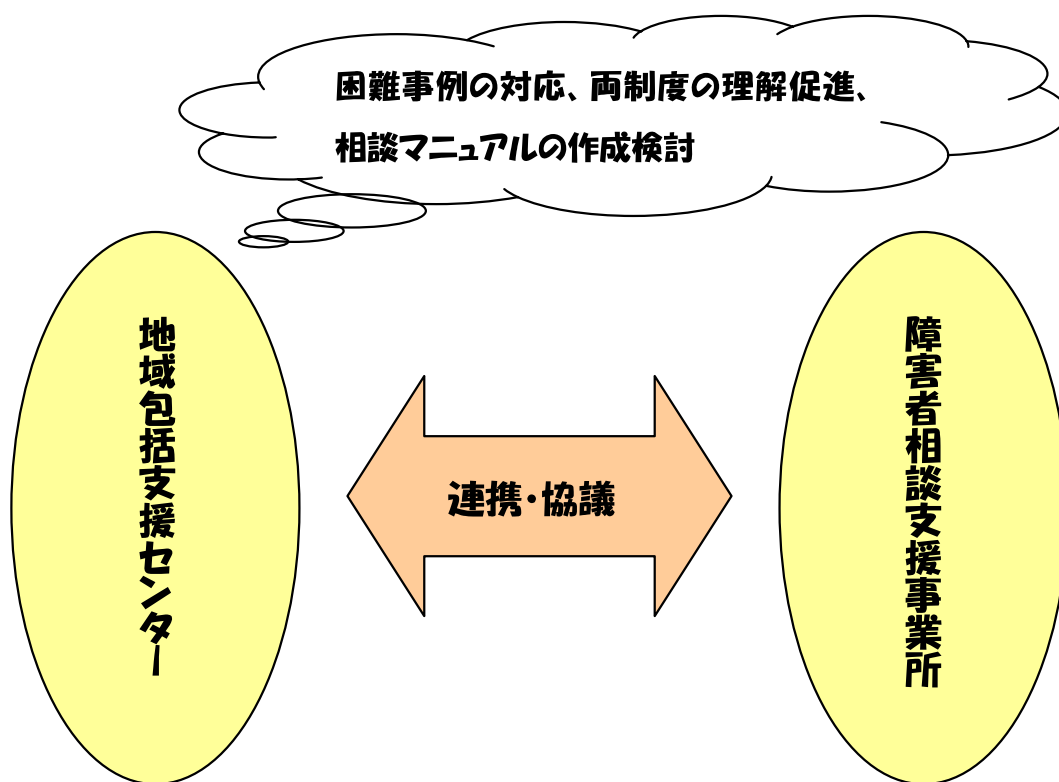


■ 実施に向けて整理すべき事項

- メンバー構成（中学校区か小学校区か、また連合自治会か単位自治会かなど）
- モデル地区の選定
- 開催頻度

地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連携促進

- ◆ 高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター」と障害者の相談窓口である「障害者相談支援事業所」の制度や分野を超えた相談機能の充実や連携を図る。

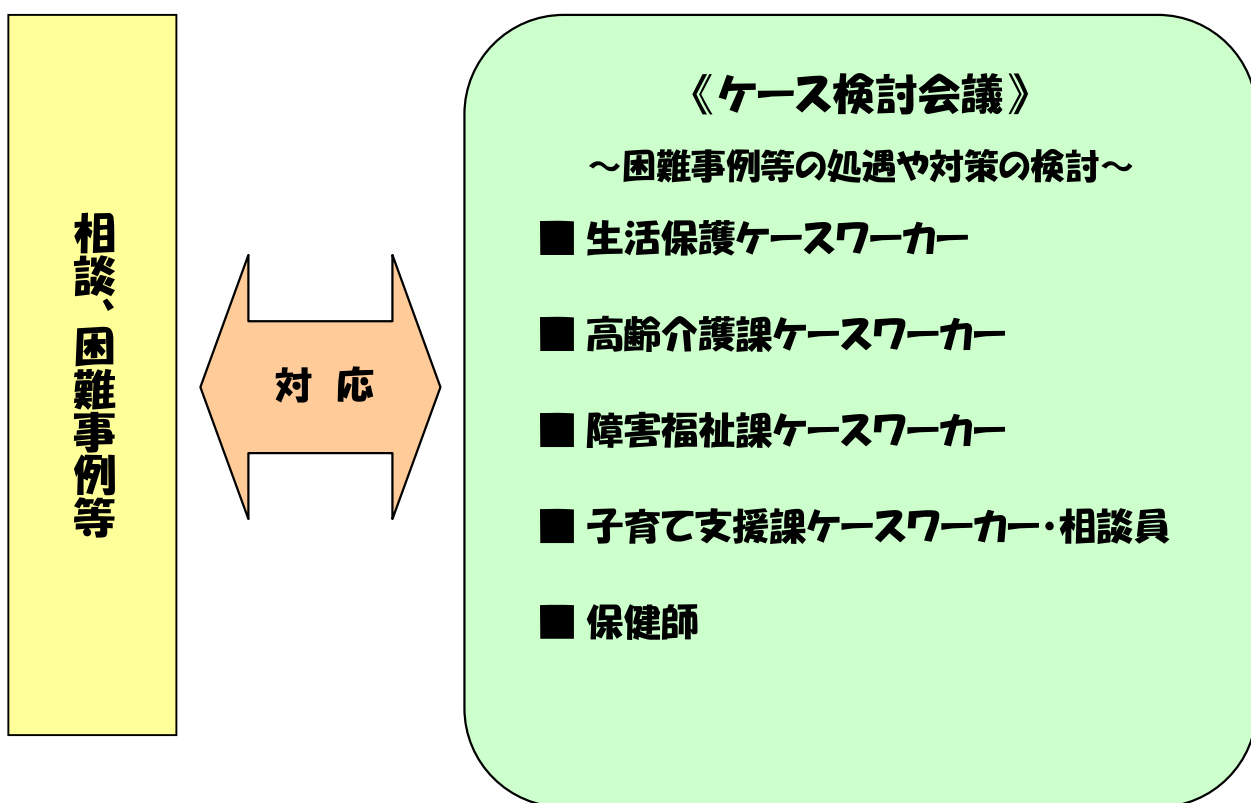


■ 実施に向けて整理すべき事項

- 「地域包括支援センター」と「障害者相談支援事業所」に寄せられる相談内容の整理
- メンバー構成
- 開催頻度

福祉健康部内のケース検討会議の開催

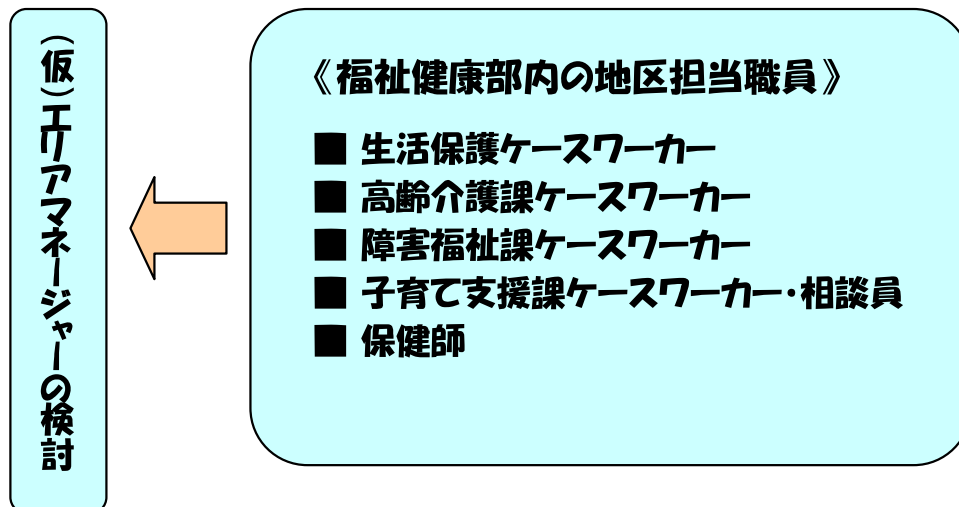
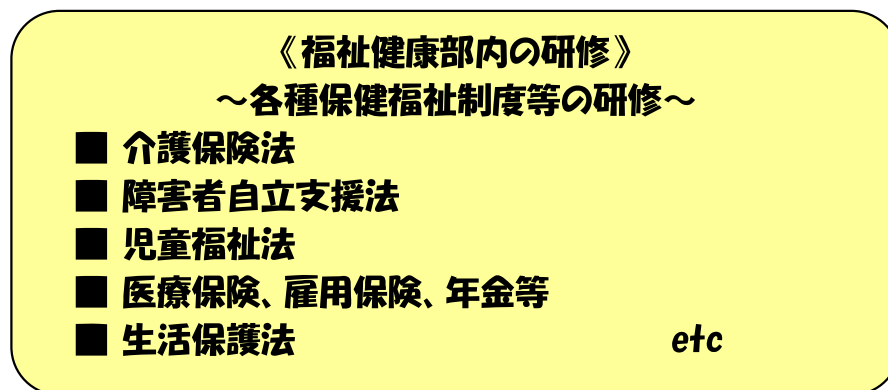
- ◆ 複合的な問題を抱える方が増加するなか、福祉健康部内の情報共有を図り、より効果的な解決策を検討するため、定期的にケース検討会議を開催する。



- 実施に向けて整理すべき事項
 - メンバー構成
 - 開催頻度

ケースワーカーや保健師など地区担当職員の充実

- ◆ ケースワーカーや保健師など地区担当職員の役割と位置付けを明確にするとともに、研修等を行いスキルアップを図る。

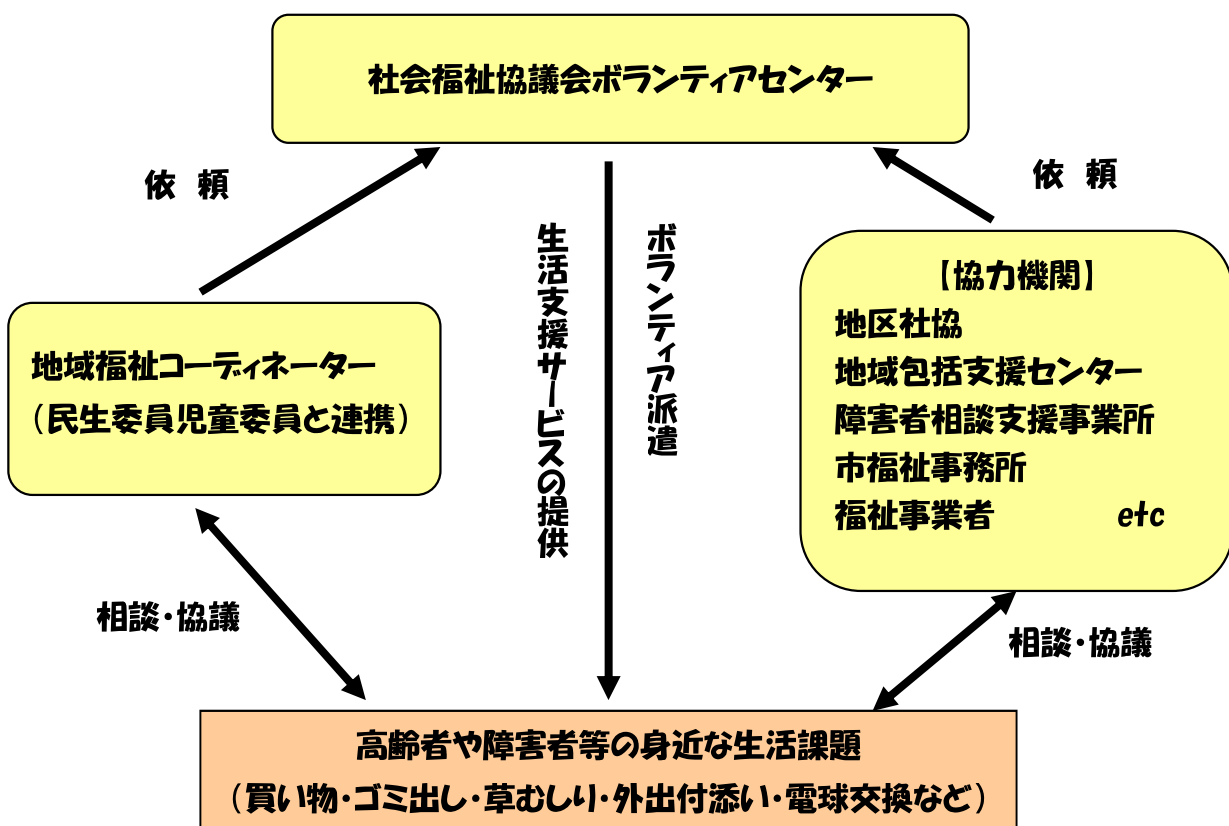


■ 実施に向けて整理すべき事項

- 福祉関係の部内研修プログラムの開設
- 地区担当職員の業務の棚卸し
- 地区担当職員を統括する職（（仮）エリアマネージャー）の検討

社会福祉協議会による生活支援ボランティアの拡大

- ◆ 高齢者や障害者等の身近な生活課題を解決するため、社会福祉協議会のボランティアセンターを活用し、ゴミ出し・買い物・草むしりなどの生活支援サービスを提供するとともに、地域福祉の新たな担い手を掘り起こす。

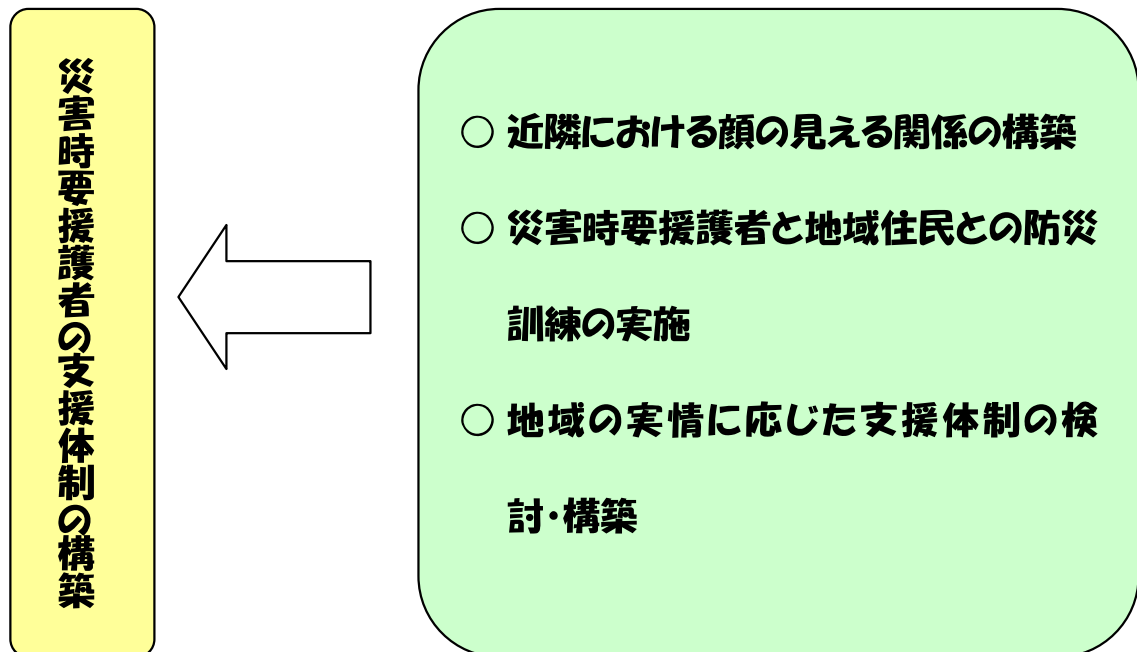


■ 実施に向けて整理すべき事項

- 生活支援サービスの依頼者の把握と掘り起こし
- 生活支援サービスの依頼方法
- 利用者負担

災害時要援護者の支援体制の整備

- ◆ 災害時要援護者についての情報共有を図り、地域の防災訓練等を通じて、災害時要援護者の支援体制の整備を図る。

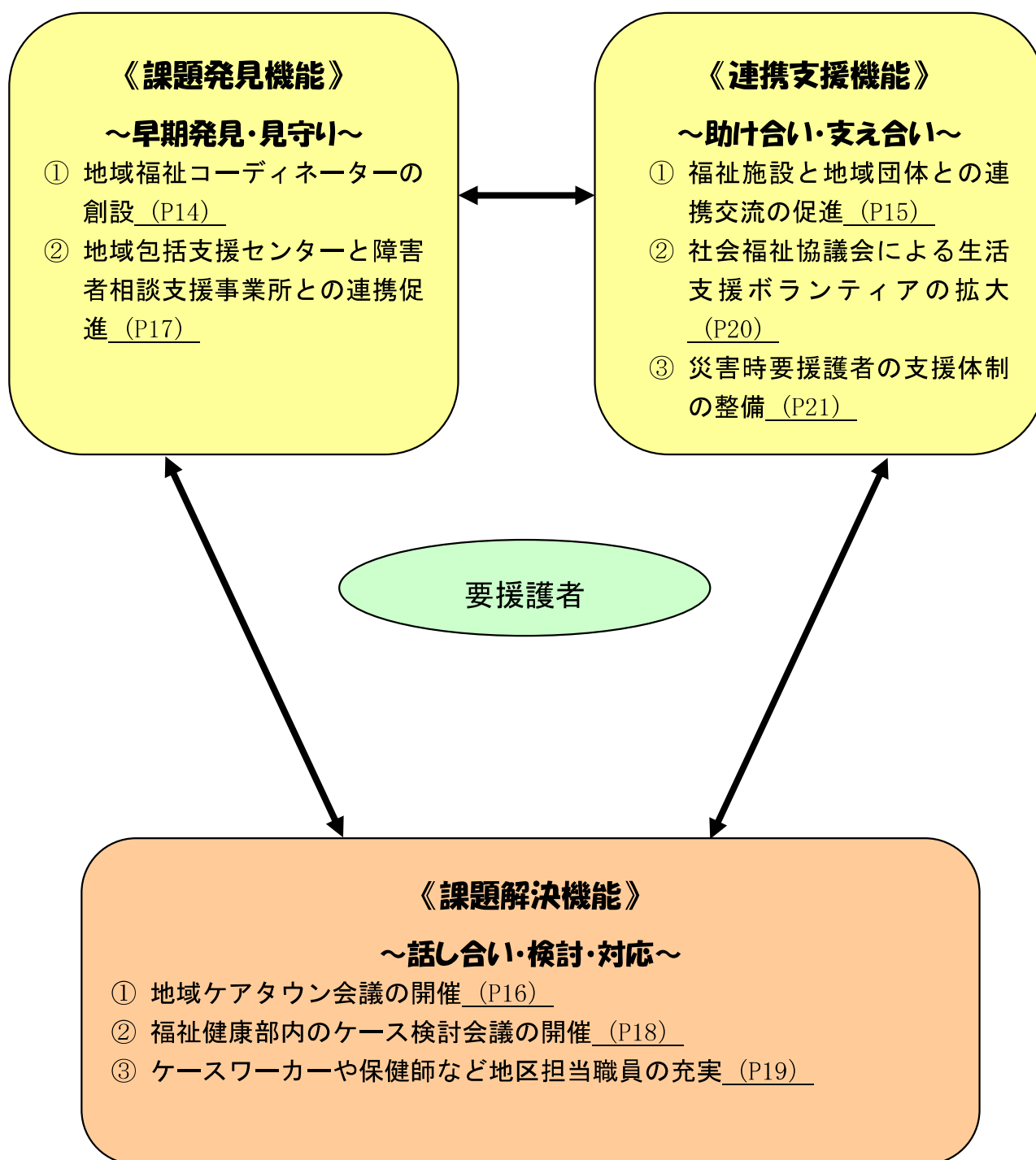


■ 実施に向けて整理すべき事項

- 個人情報の取り扱い
- 支援体制の単位（連合自治会か単位自治会か隣組か）
- モデル地区の選定

9 課題解決に向けた取組み例の機能

- ◆ ケアタウン構想を実現するための課題解決に向けた8つの取組み例については、要援護者を取り巻く「課題発見機能」、「連携支援機能」、「課題解決機能」の3つの機能に整理できます。



10 ケアタウン構想に関する重点検討事項

ケアタウン構想を推進するにあたり、重点となる検討事項を関連事項ごとにまとめ、3つのカテゴリーに整理しました。

- ・ 人材・担い手の育成
- ・ 市民意識の向上
- ・ 福祉教育の推進

◆地域福祉の担い手が育つ環境づくり◆

～人材・担い手の育成～

- ・ 地域福祉コーディネーターの創設
- ・ 多様な担い手との連携
- ・ 子どもの頃からの福祉マインドの醸成

～市民意識の向上～

- ・ 地域活動のPRや啓発の実施
- ・ 地域や福祉施設等での福祉体験学習の実施
- ・ ボランティア活動や地域活動に関する講座や研修会の実施

- ・ 団体間の連携促進
- ・ 相談体制の充実

◆保健福祉関係者のネットワークの構築◆

～団体間の連携促進と相談体制の充実～

- 保健福祉関係者のネットワークを構築することにより、相談体制の充実を図る。
 - ・ 地域ケアタウン会議の開催
 - ・ 地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連携促進
 - ・ 福祉施設と地域団体との連携交流の促進
 - ・ 福祉健康部内のケース検討会議の開催
 - ・ ケースワーカーや保健師など地区担当職員の充実

- ・相談・交流の場の確保
- ・交流の仕組みづくり

◆地域の既存施設の活用◆

～公共施設の活用～

- ・ 地域センター等の活用
- ・ 中核的な総合拠点

～民家や店舗の活用～

- ・ 空き家や空き店舗の活用
- ・ ローカル拠点
- ・ 交流・ふれあいの場

～地区公民館の活用～

- ・ ローカル拠点
- ・ 交流・ふれあいの場

～福祉施設の活用～

- ・ 空きスペースの活用

◆誰もが気軽に参加でき、交流できる場づくり◆

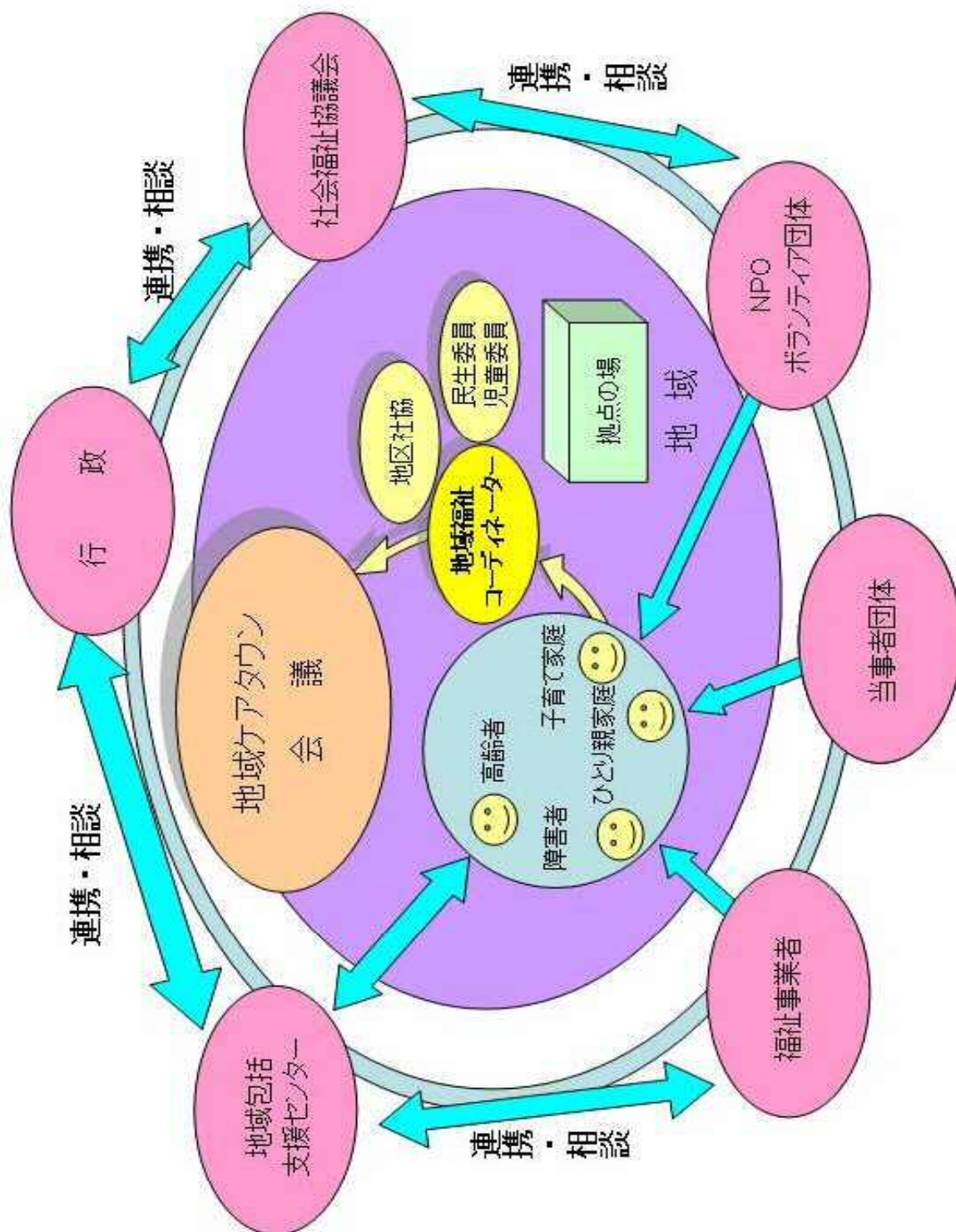
～交流の機会や場の提供～

- ・ 地域サロン活動の推進
- ・ 子どもから高齢者までの世代間交流事業の実施
- ・ 障害者や高齢者の生きがいくくりや健康づくり

～誰もが参加しやすい環境や雰囲気づくり～

- ・ 気軽に参加でき、ほっとできる場
- ・ 障害者や高齢者が自由に参加・相談できる場
- ・ 子育て中の世代など同じ悩みを持つ方が交流できる場

11 ケアタウンの姿



地域については、中学校区、小学校区、連合自治会、単位自治会、隣組など、さまざまな圏域が想定されますが、今後モデル事業等を通じて、適切な圏域の設定について検証していきます。

12 ケアタウン構想推進に向けて

推進体制について

- ◆ ケアタウンを実現するためには、市民一人ひとりがケアタウン構想を共有し、地域福祉の問題を我が事として捉え、行動することが求められます。
- ◆ そのためにも、市役所全体で推進していくことが求められますが、とりわけ、福祉健康部（福祉政策課、高齢介護課、子育て支援課、障害福祉課、保険課、健康づくり課）が一体となって、市民・事業者・NPO等と連携して取り組む必要があります。
- ◆ また、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として位置付けられた社会福祉協議会は、地域福祉の担い手として大きな役割が期待されています。そのためには、制度の狭間にあるサービス、いわゆるインフォーマルサービスが提供できるように、体制の強化が求められています。

具体的な取組みについて

- ◆ ケアタウン構想を実現するためには、地域の実情に即した取組みが必要です。そのためにも、モデル地域を設定して地域福祉の具体的なテーマについて検討することが求められます。
- ◆ モデル地域での取組みについては、地域の課題解決に向けた体制や制度について検討している地域コミュニティ検討委員会と連携・調整をしながら進める必要があります。
- ◆ 特に、ケアタウン構想の重点検討事項で整理した「相談・交流の場の確保」については、ケアタウン構想のみの課題ではなく、地域コミュニティ全体の課題であることから、地域コミュニティ検討委員会の検討状況を踏まえながら推進していくことが求められます。
- ◆ また、ケアタウン構想を計画的に推進するためには、モデル地域での取組みを踏まえ、新総合計画実施計画への位置付けや、地域福祉計画や地域福祉活動計画の見直しを行う必要があります。
- ◆ このように、モデル事業である具体的な取組みが実施される中で、ケアタウン構想が市民に理解され、推進されるためには、地道で息の長い取組みが求められています。

資 料 編

資料 1 ケアタウン構想検討委員会設置要綱

(平成 21 年 4 月 20 日)

ケアタウン構想検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会的に支援を必要とする方々を地域、行政及び事業者が連携して支える仕組みについて、市民等に広く意見を求めて検討を行うため、ケアタウン構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会的に支援を必要とする方々を地域、行政及び事業者が連携して支える仕組みづくりに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、小田原市全体の地域福祉の推進に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が決定する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 行政関係者
 - (3) 民生委員児童委員協議会の推薦を受けた者
 - (4) 自治会総連合の推薦を受けた者
 - (5) 小田原市社会福祉協議会の推薦を受けた者
 - (6) 地域で福祉活動をしている団体の推薦を受けた者
 - (7) 公募により選出された市民
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の人数は、市長が別に定める。
 - 3 委員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
 - 4 委員は、委員として知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

資料２ ケアタウン構想検討委員会委員名簿

(役職別 五十音順)

NO.	氏名（敬称略）	区 分	団 体 名 等	備 考
1	伊 東 秀 幸	学識経験者	田園調布学園大学人間福祉学科教授	委員長
2	酒 匂 守	団体推薦	小田原市社会福祉協議会	副委員長
3	加 藤 信 次	公募市民	一般市民	
4	木 村 秀 昭	団体推薦	小田原市自治会総連合	
5	近 藤 匡	団体推薦	NPO 法人小田原市障害者福祉協議会	
6	近 藤 孫 範	公募市民	一般市民	
7	下 田 勝 也	団体推薦	小田原市民生委員児童委員協議会	
8	時 田 純	団体推薦	小田原市社会福祉法人経営者協議会	
9	中 村 美安子	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学准教授	
10	松 原 宣 孝	団体推薦	小田原市保育会	
11	箕 輪 真 理	公募市民	一般市民 (義務教育就学前児童の保護者)	
12	脇 正 宏	市長が必要 と認める者	地域包括支援センター職員	

資料3

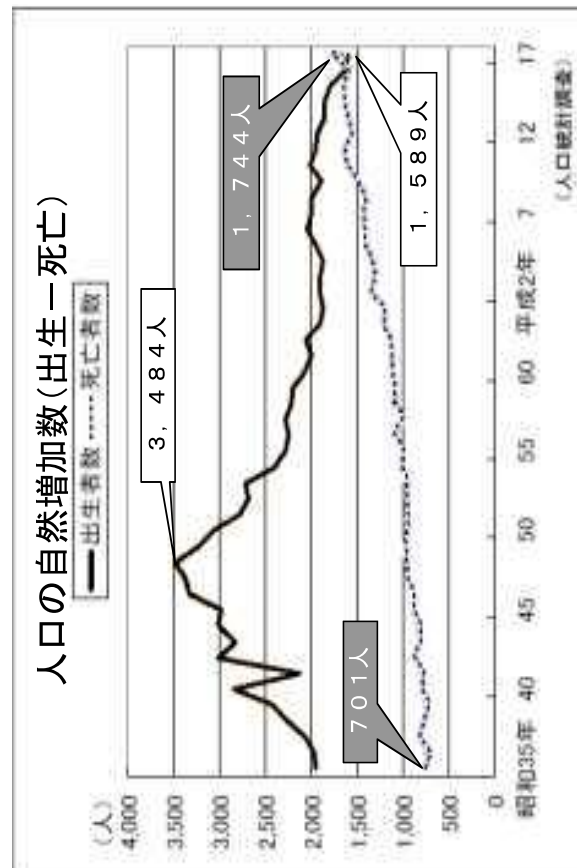
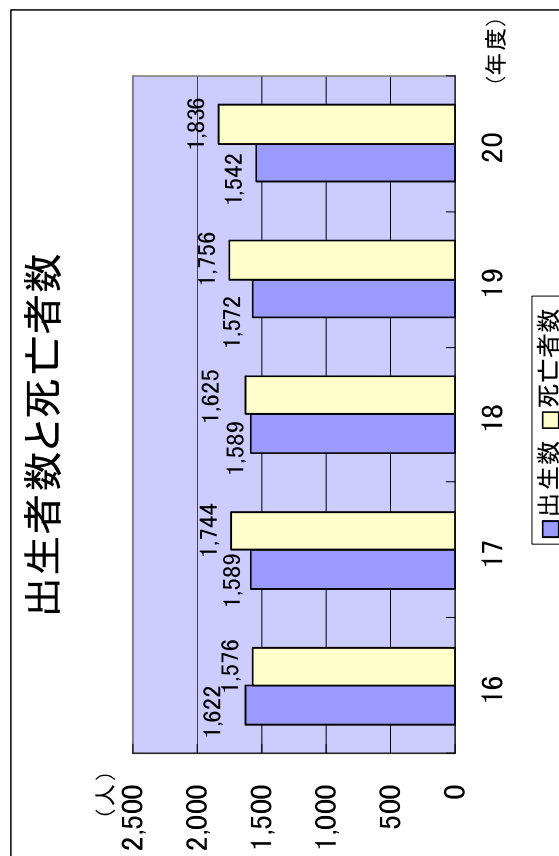
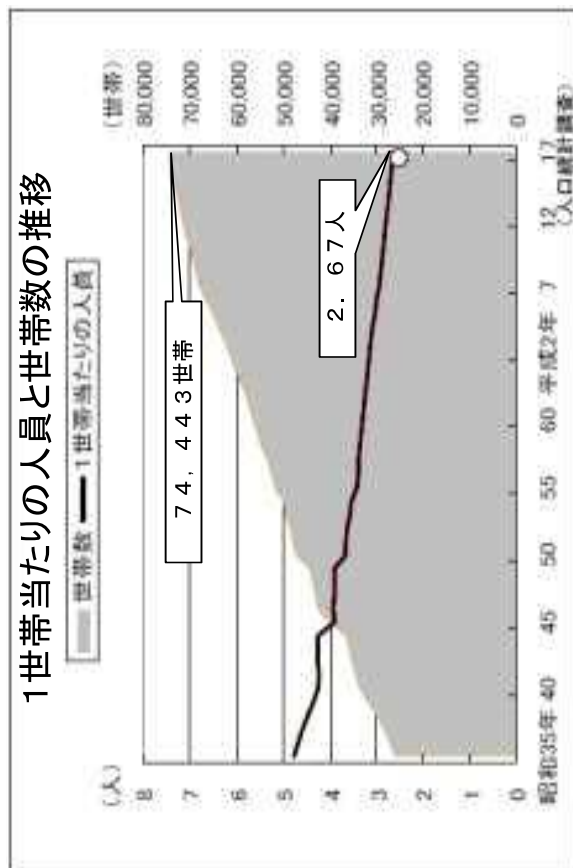
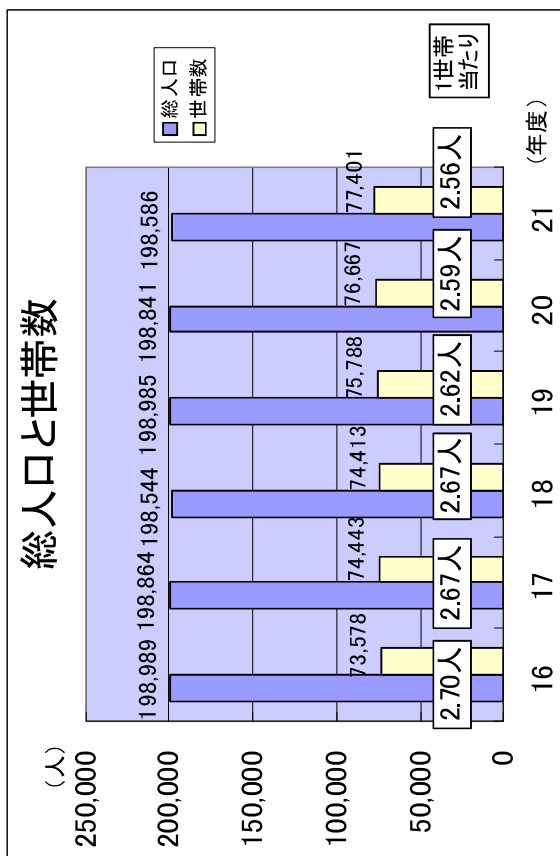
これまでの検討経過

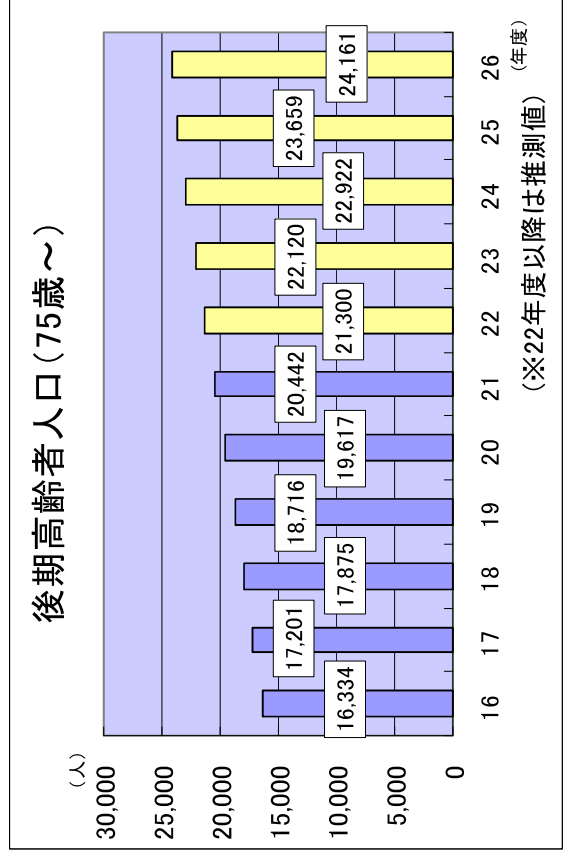
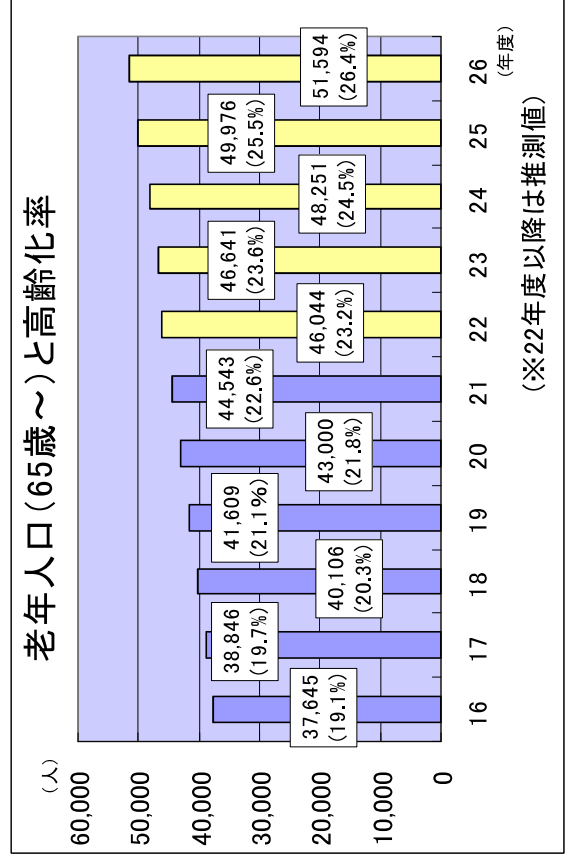
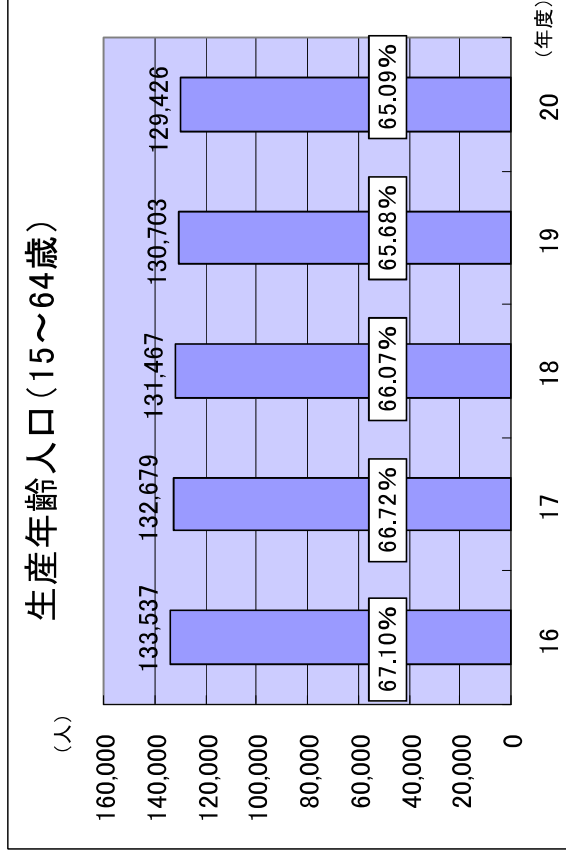
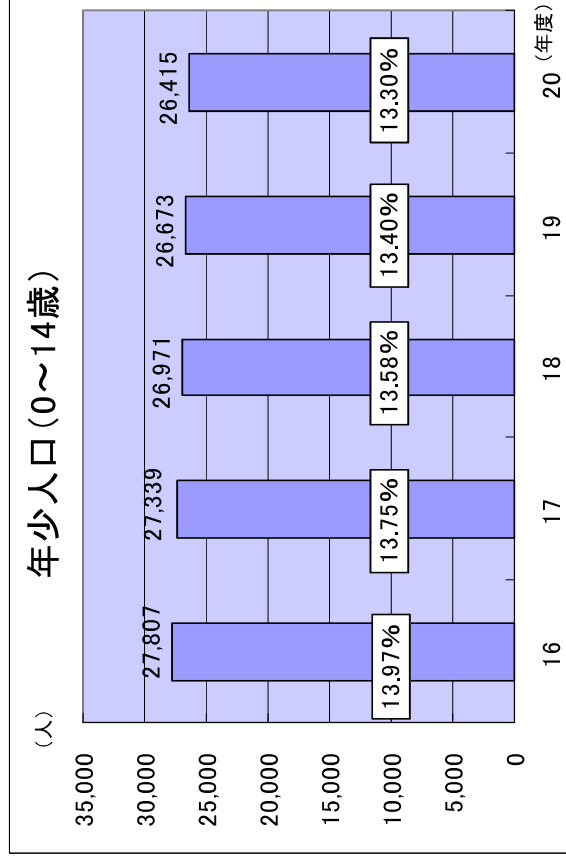
検討 委員会	日 程	主 な 内 容
第1回	平成21年 6月21日	・ケアタウン構想検討委員会について ・委員長及び副委員長の選出について ・ケアタウン構想の概要について ・検討の進め方について ・本市の福祉の現状について ・ケアタウン構想に関する調査票について
	6月22日～ 7月31日	・ケアタウン構想に関するアンケート調査実施
第2回	8月29日	・ケアタウン構想に関する意見について ・小田原市地区社会福祉協議会の活動等について ・課題の整理について
第3回	9月27日	・ケアタウン構想に関する意見について ・福祉課題の解決方策等について
第4回	10月24日	・ケアタウン構想の体系イメージ（案）について ・福祉課題の解決方策等について
第5回	11月28日	・ケアタウン構想検討委員会中間報告（案）について
	12月16日 ～平成22年 1月15日	・市民意見の募集（パブリックコメント）
第6回	2月27日	・ケアタウン構想検討委員会最終報告（案）について

資料4

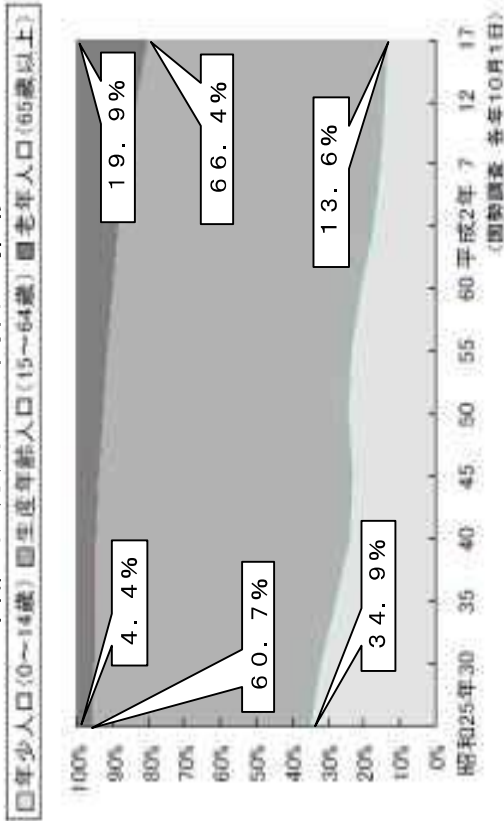
小田原市の福祉統計データ

●基礎人口編

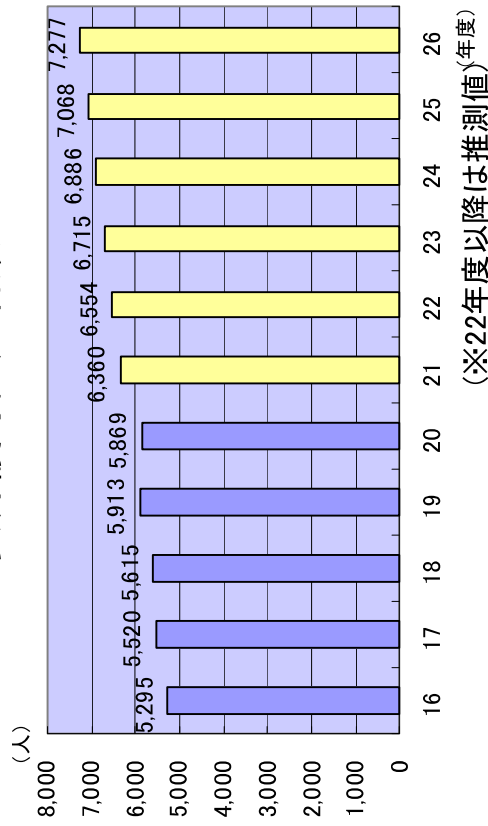




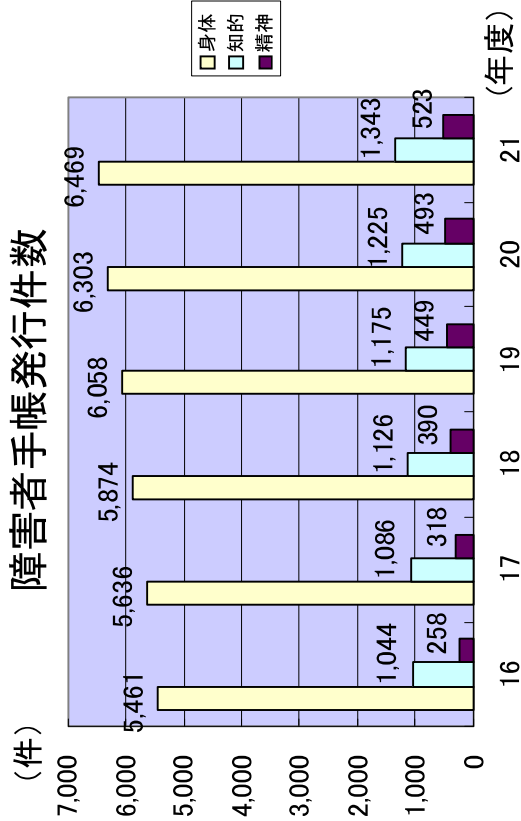
年齢3区分別人口割合の推移



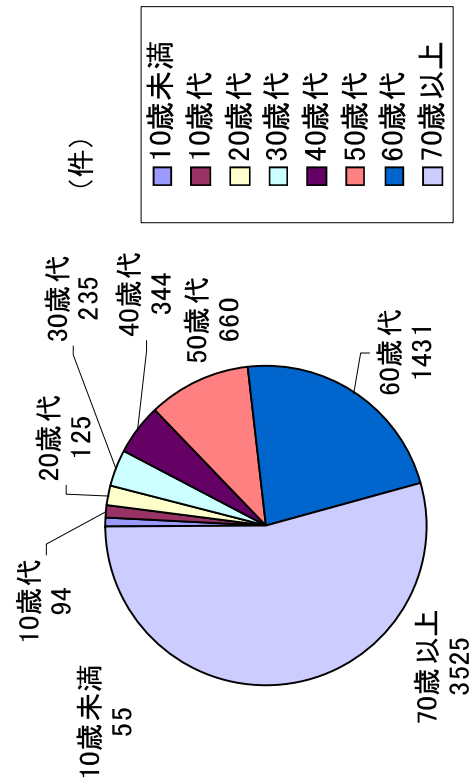
要介護等認定者数



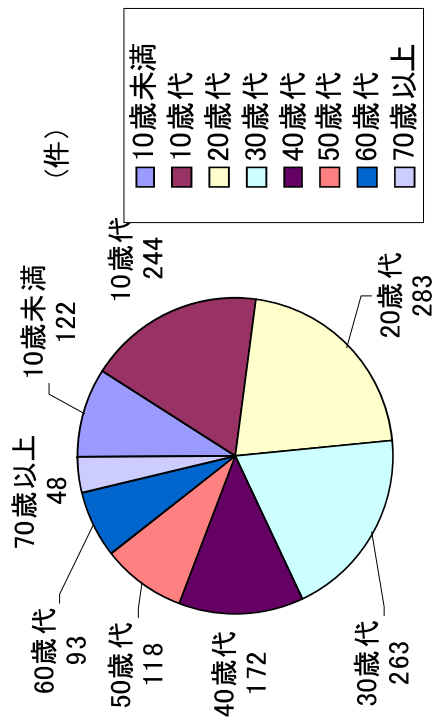
障害者手帳発行件数



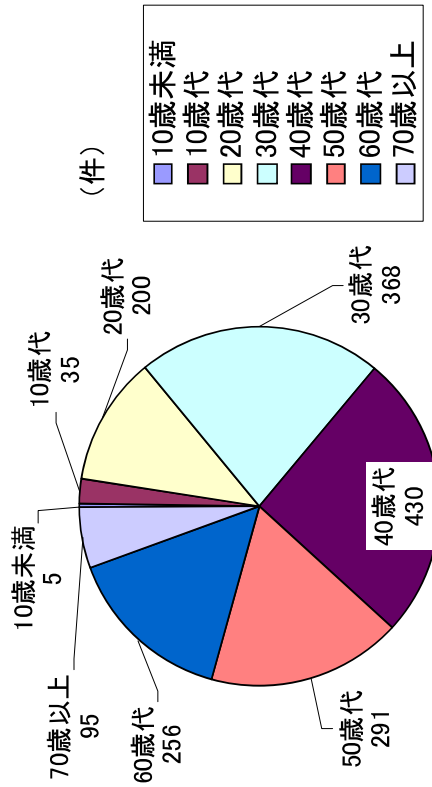
年代別身体障害者手帳発行件数(21年度)



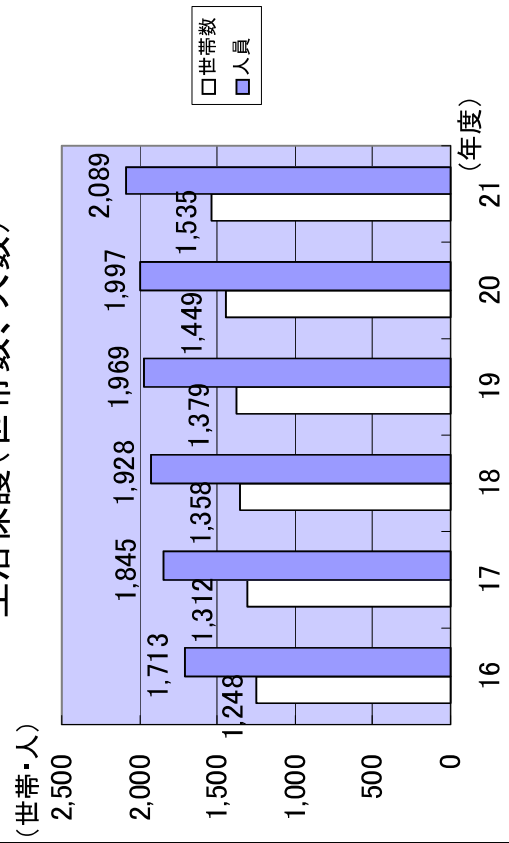
年代別知的障害者手帳発行件数(21年度)



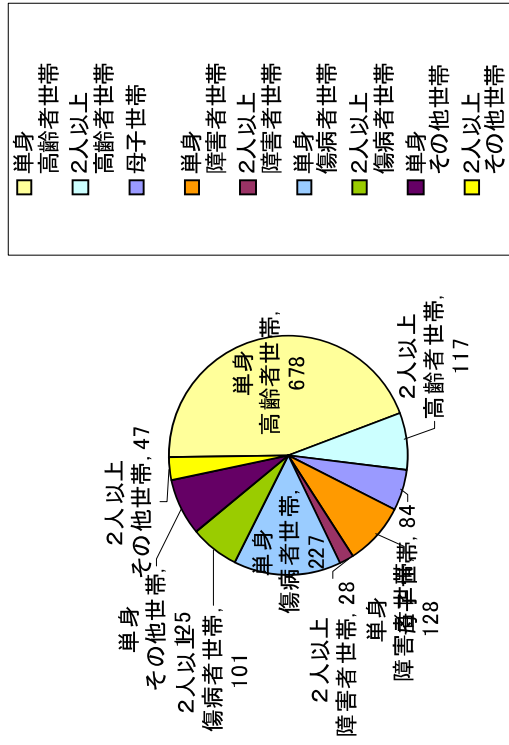
年代別精神障害者通院件数(21年度)

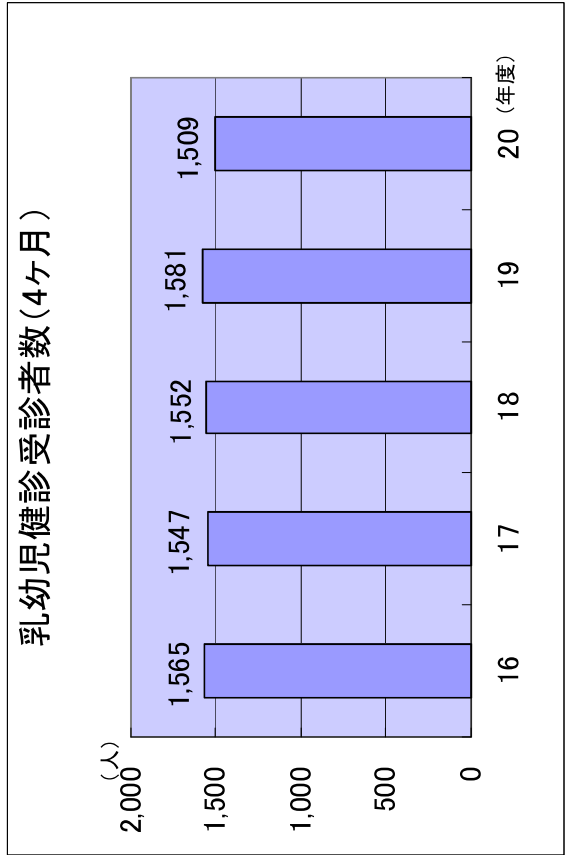
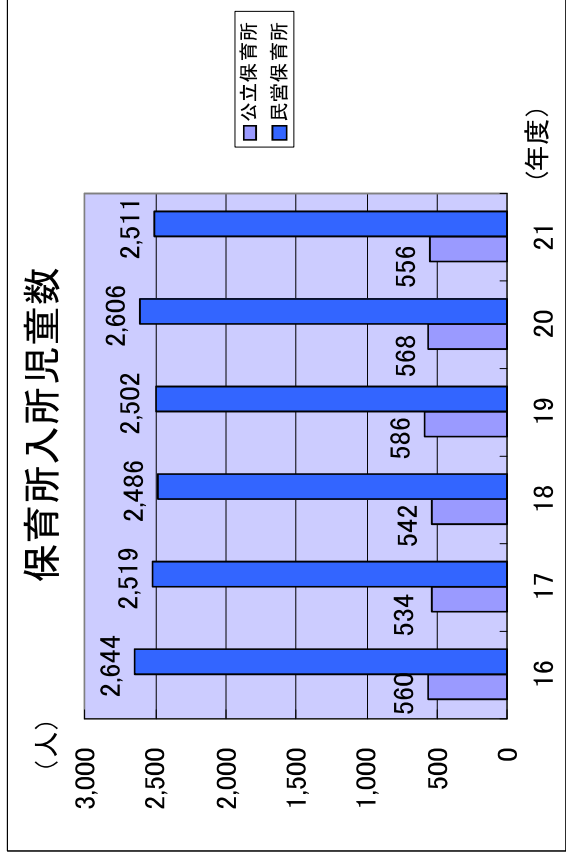


生活保護(世帯数、人数)

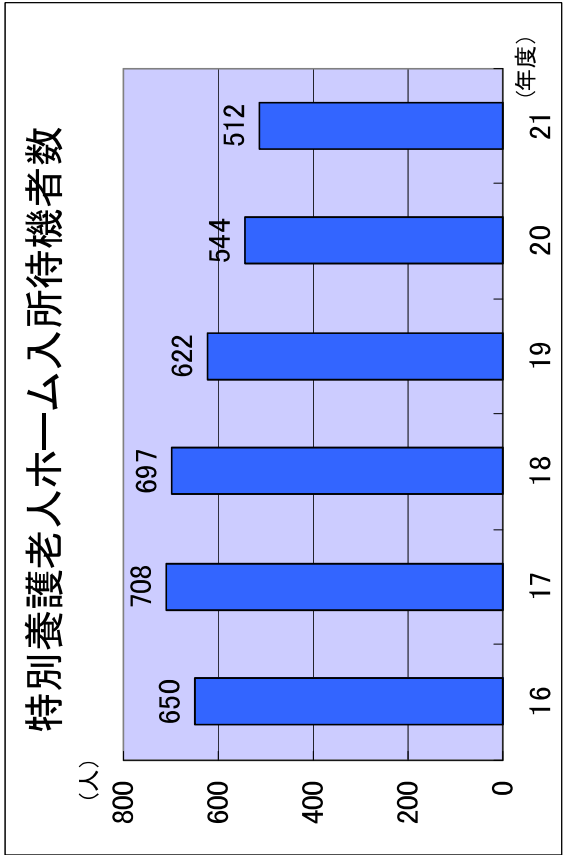
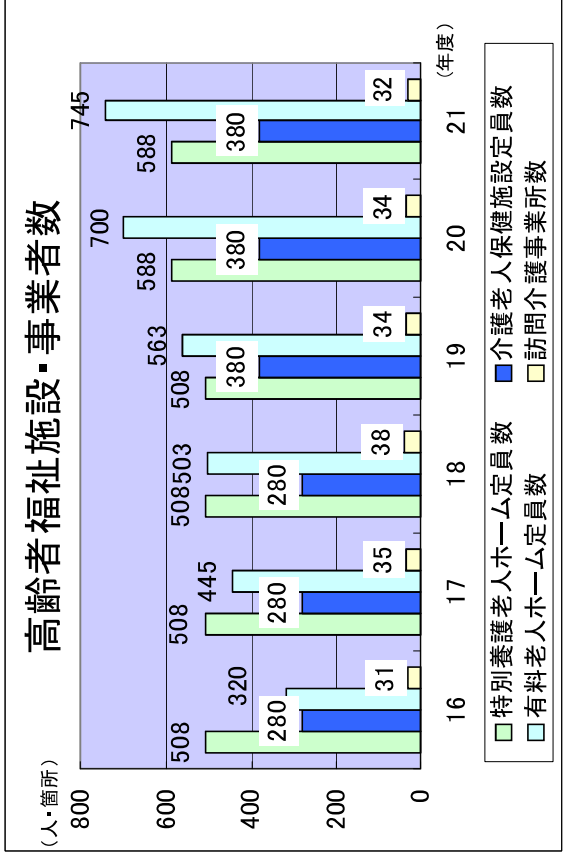


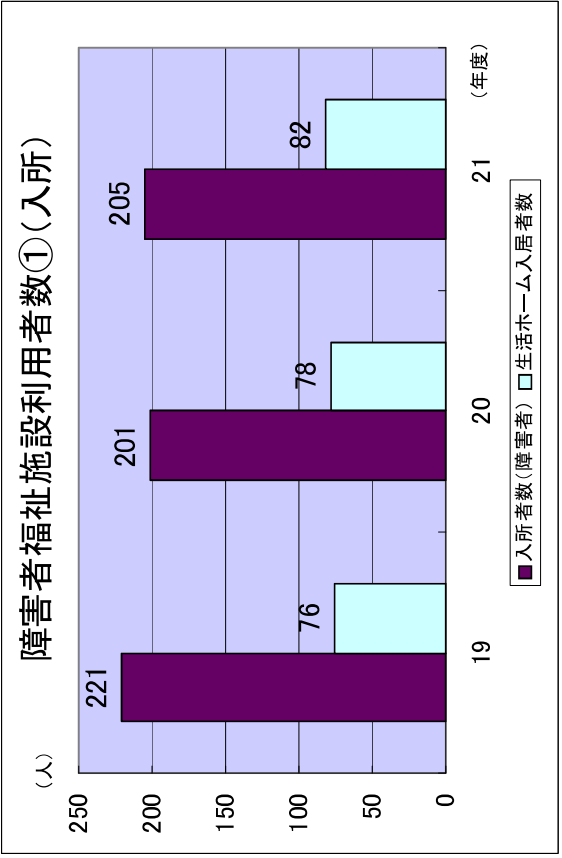
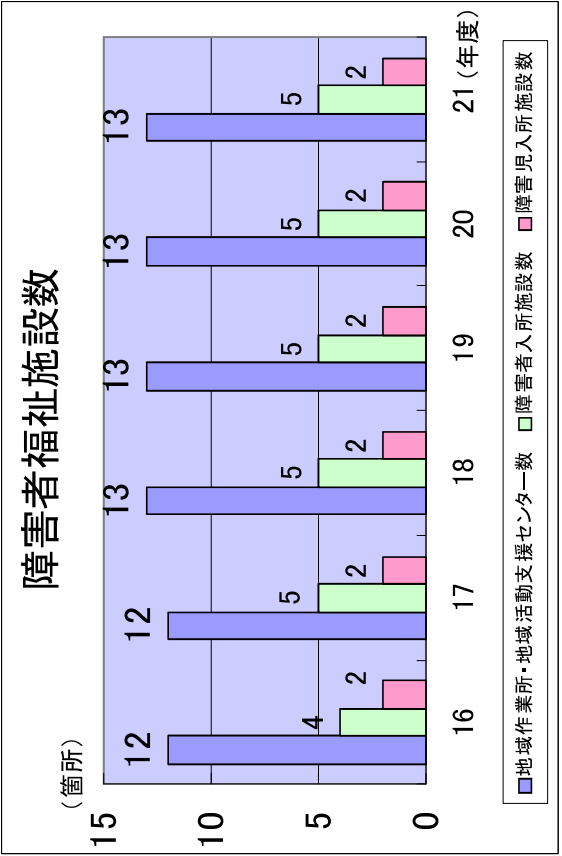
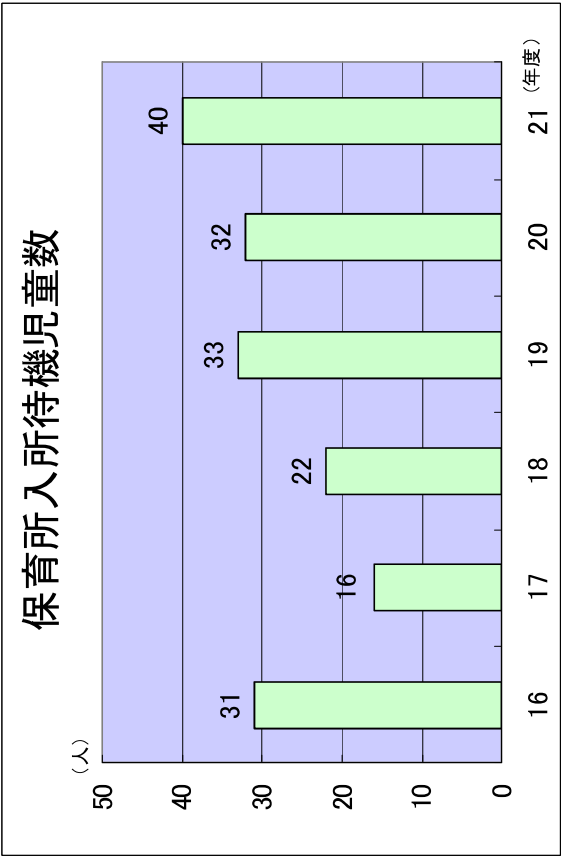
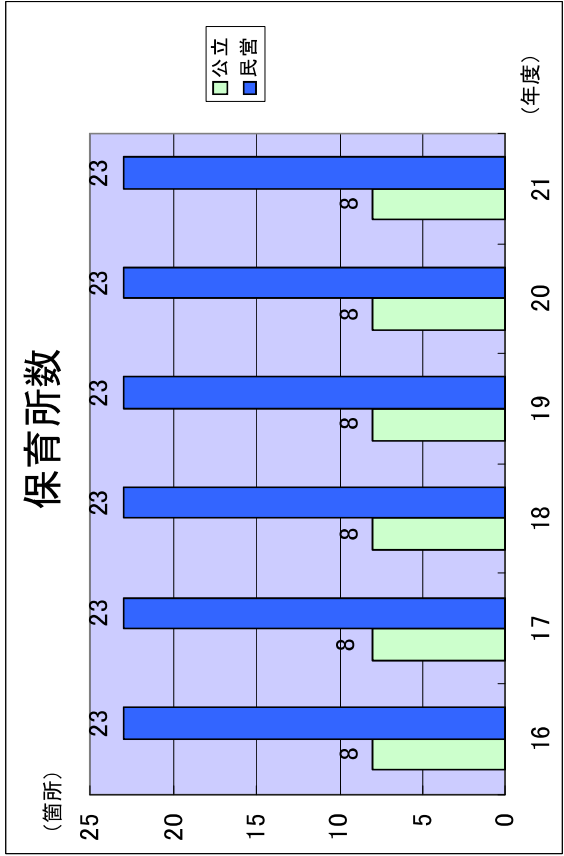
生活保護世帯内訳(平成21年度)

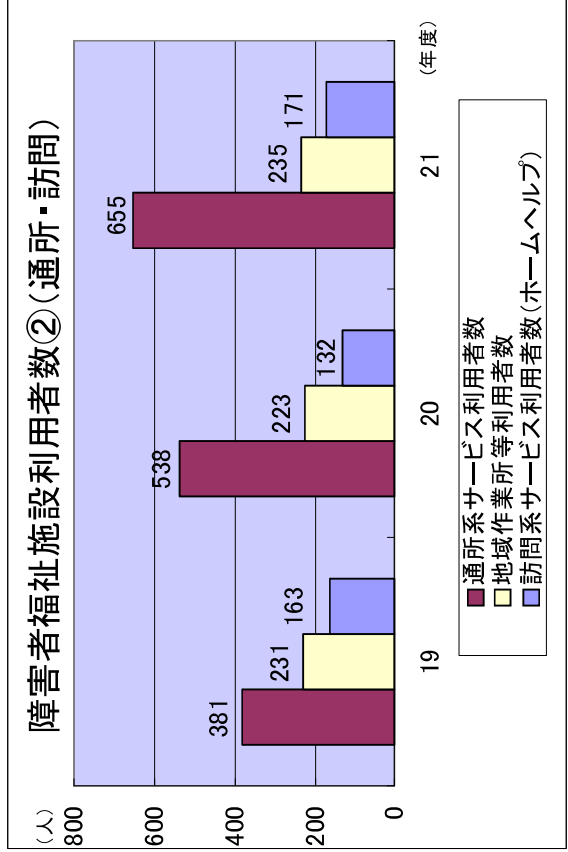




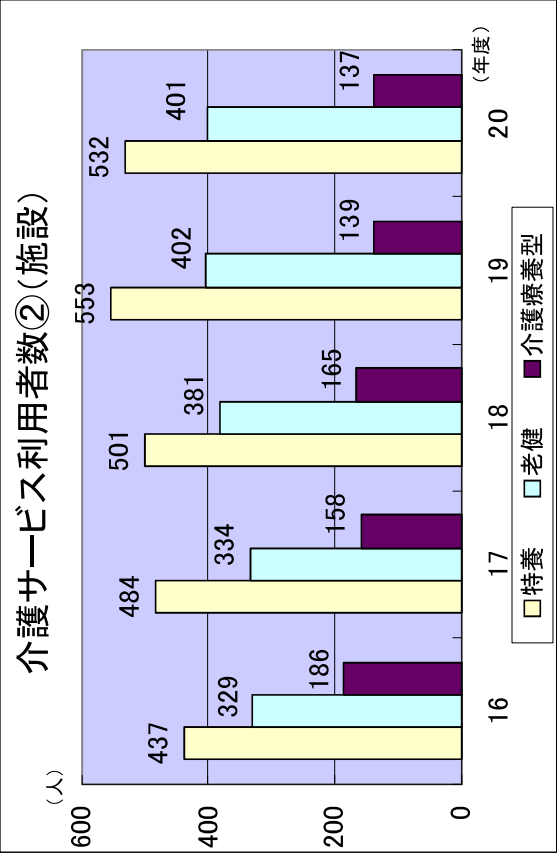
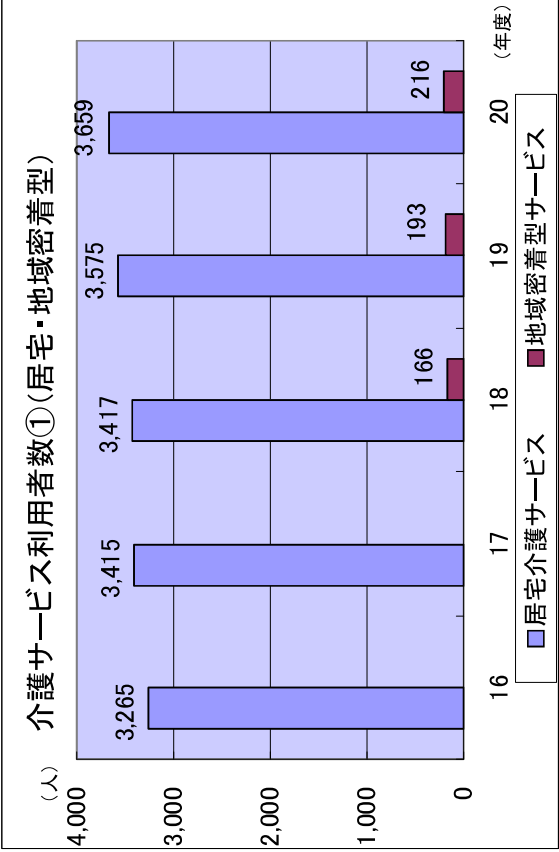
●施設編

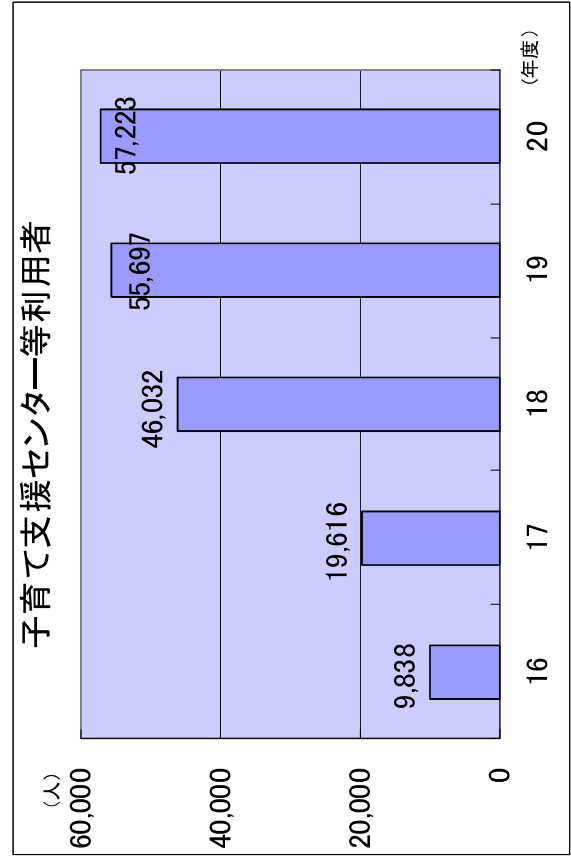
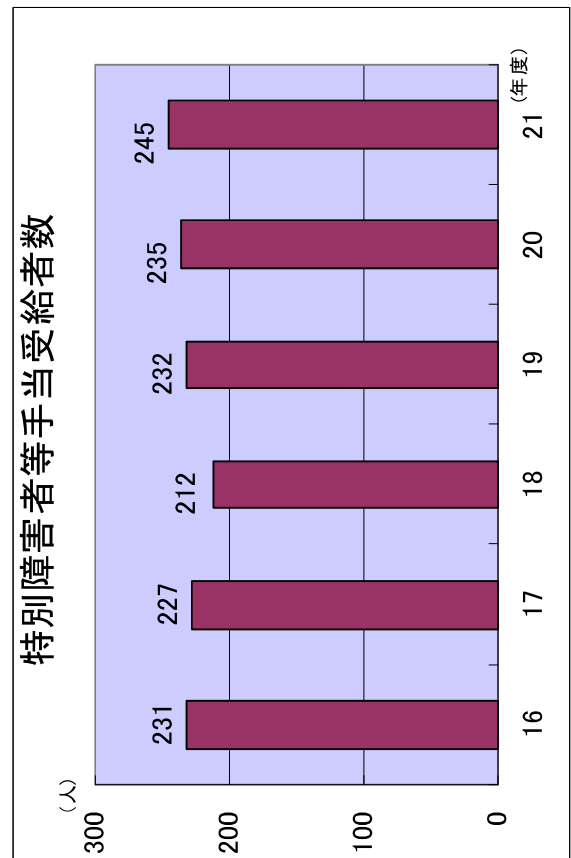
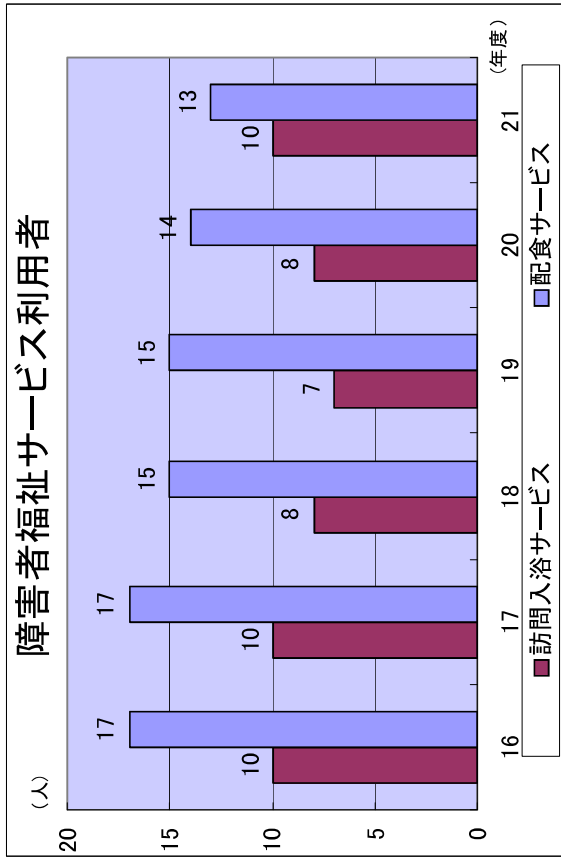
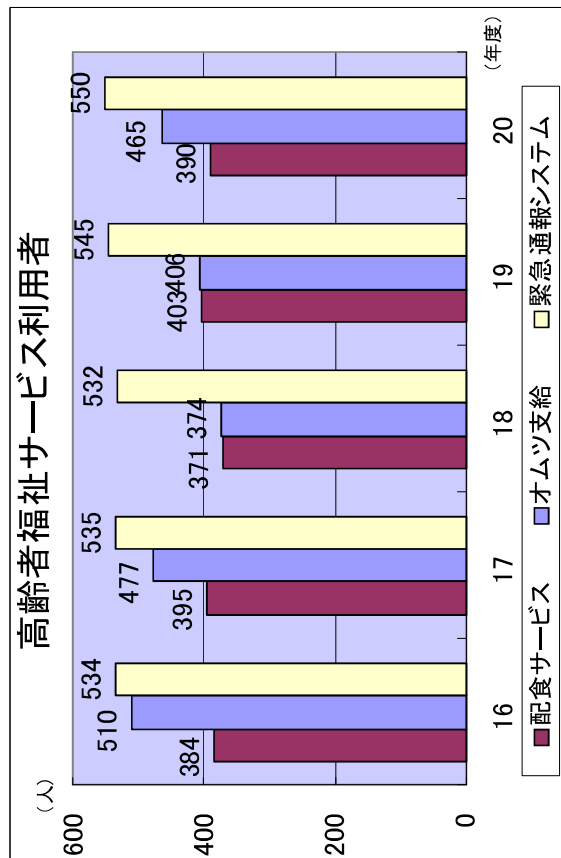


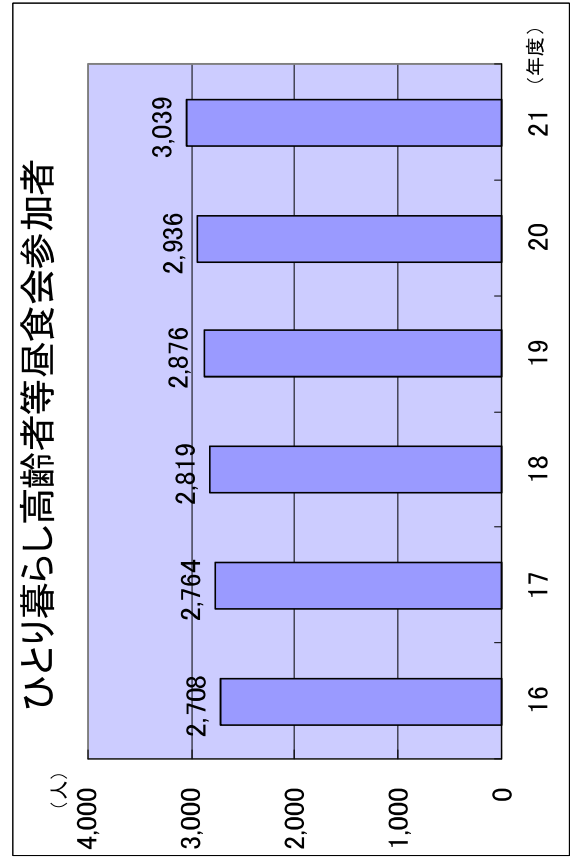
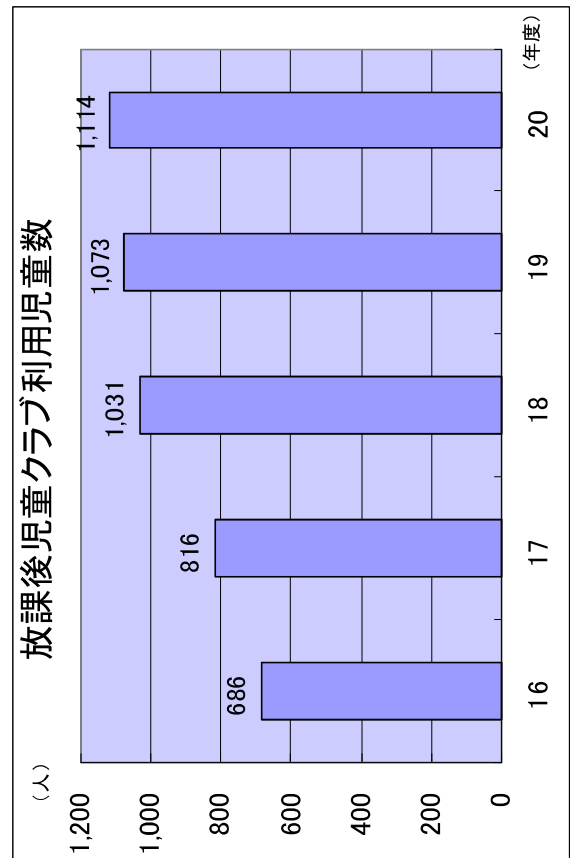
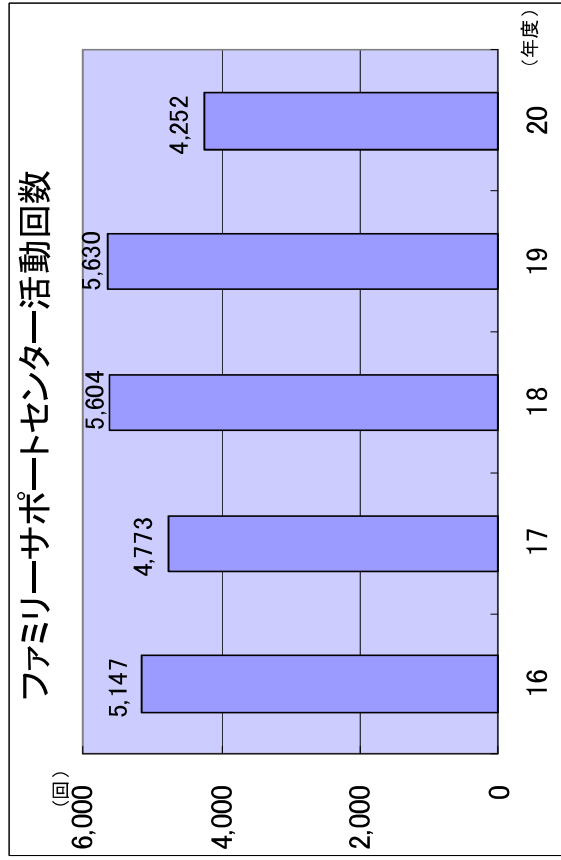
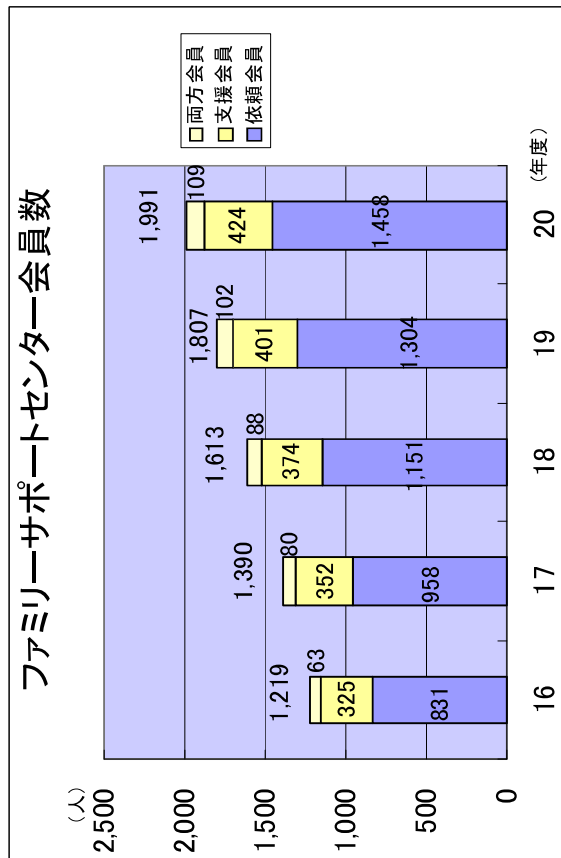




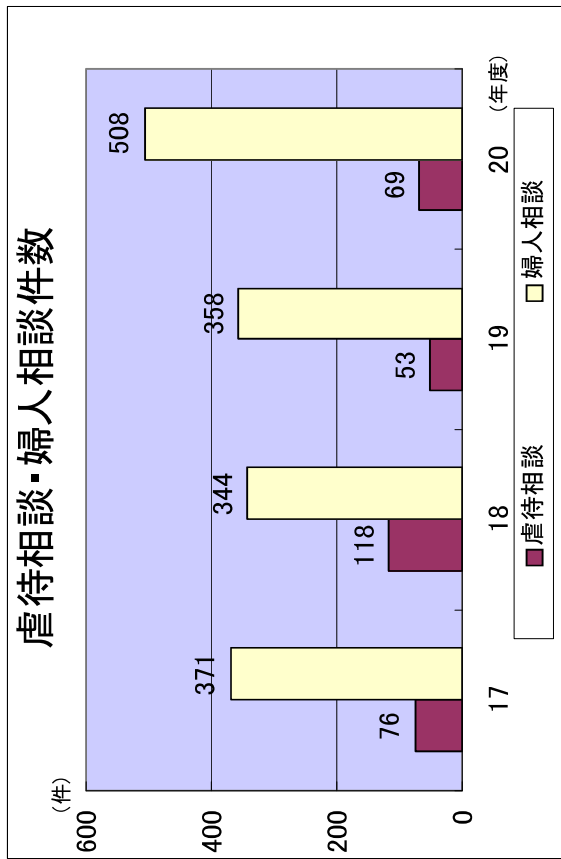
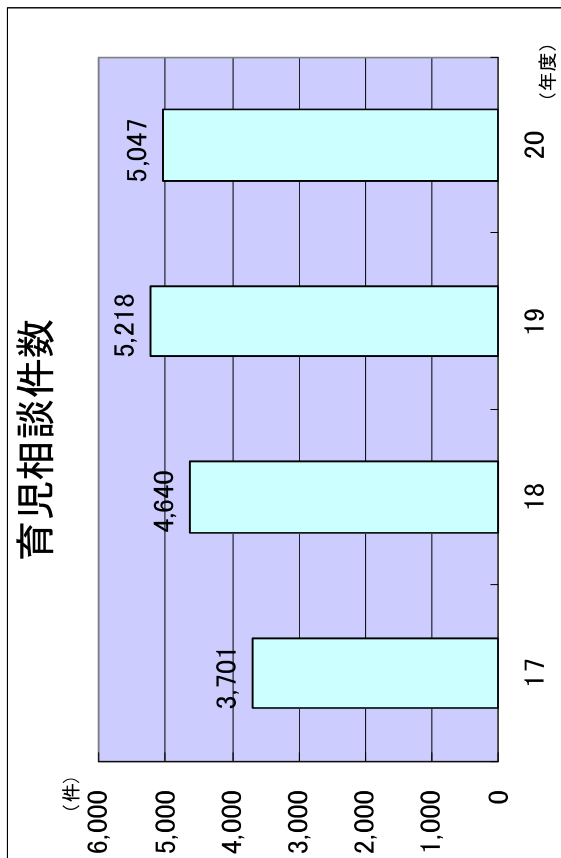
●サービス編



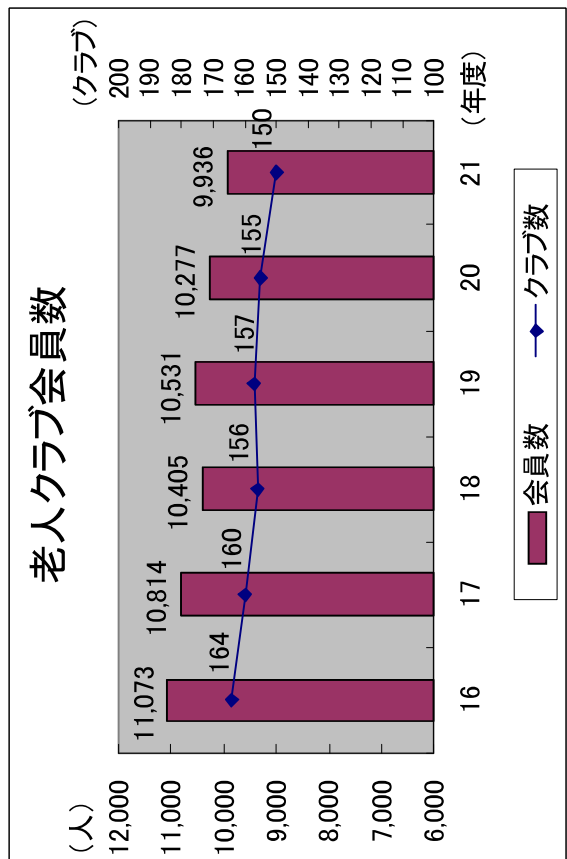
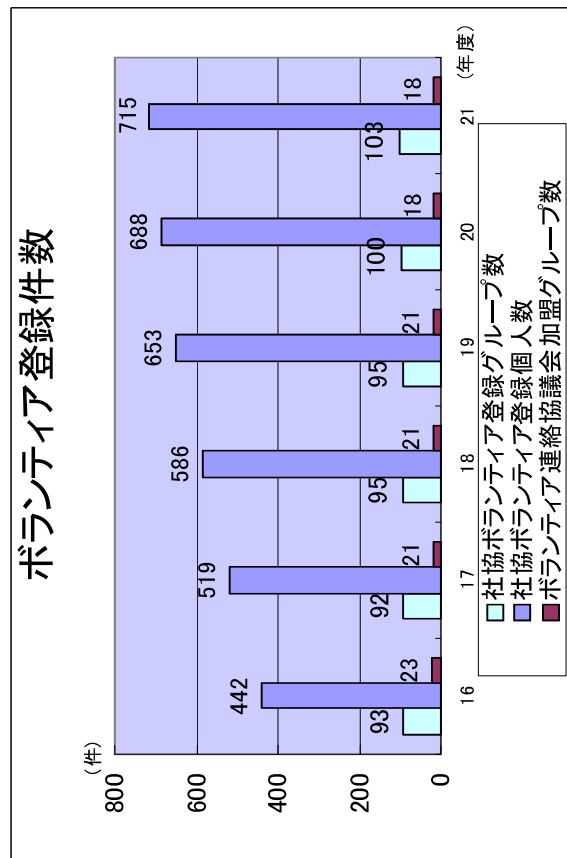




●相談編



●その他



資料5 地区別人口統計データ

平成22年1月1日現在

地区	総世帯数 (世帯)	全人口 (人)	15歳未満		15歳以上 65歳未満		65歳以上		75歳以上 (65歳以上の内数)	
			人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	率 (%)
緑	1,584	3,412	350	10.3	2,158	63.2	904	26.5	454	13.3
新玉	1,520	3,372	357	10.6	2,020	59.9	995	29.5	517	15.3
万年	1,066	2,572	263	10.2	1,572	61.1	737	28.7	377	14.7
幸	1,511	3,515	396	11.3	2,183	62.1	936	26.6	501	14.3
十字	1,481	3,547	429	12.1	2,140	60.3	978	27.6	533	15.0
足柄	3,473	8,112	1,048	12.9	5,302	65.4	1,762	21.7	779	9.6
芦子	4,349	9,995	1,262	12.6	6,474	64.8	2,259	22.6	1,162	11.6
二川	2,322	5,509	678	12.3	3,569	64.8	1,262	22.9	596	10.8
東富水	5,558	12,972	1,715	13.2	8,304	64.0	2,953	22.8	1,256	9.7
富水	6,298	15,924	2,090	13.1	10,247	64.4	3,587	22.5	1,591	10.0
久野	4,762	11,871	1,588	13.4	7,747	65.2	2,536	21.4	1,116	9.4
大窪	2,921	6,627	720	10.9	3,949	59.6	1,958	29.5	996	15.0
早川	1,590	3,656	430	11.8	2,239	61.2	987	27.0	425	11.6
山王網一色	1,952	4,739	601	12.7	3,023	63.8	1,115	23.5	527	11.1
下府中	8,558	21,127	2,865	13.6	13,843	65.5	4,419	20.9	1,887	8.9
桜井	5,282	13,554	1,891	14.0	8,747	64.5	2,916	21.5	1,241	9.2
豊川	3,795	9,758	1,433	14.7	6,355	65.1	1,970	20.2	747	7.7
上府中	3,486	9,764	1,528	15.6	6,484	66.5	1,752	17.9	677	6.9
下曾我	1,472	3,776	452	12.0	2,250	59.6	1,074	28.4	559	14.8
国府津	4,763	11,933	1,746	14.6	7,694	64.5	2,493	20.9	1,107	9.3
酒匂	6,609	16,493	2,363	14.3	10,729	65.1	3,401	20.6	1,546	9.4
片浦	635	1,765	128	7.3	1,034	58.5	603	34.2	297	16.8
曾我	920	2,394	240	10.0	1,401	58.5	753	31.5	324	13.5
橘南	1,727	4,294	515	12.0	2,691	62.7	1,088	25.3	493	11.5
橘北	3,054	8,182	978	12.0	5,164	63.1	2,040	24.9	804	9.8
合計	80,688	198,863	26,066	13.1	127,319	64.0	45,478	22.9	20,512	10.3

(住民基本台帳・外国人登録者数による)

平成22年1月1日現在

地区	総世帯数 (世帯)	全人口 (人)	高齢者のみ世帯 (世帯)	単身高齢者世帯 (世帯)	身体障害者数 (人)	災害時要援護者 登録者数 (人)
緑	1,584	3,412	388	259	113	87
新玉	1,520	3,372	409	259	131	124
万年	1,066	2,572	288	171	84	100
幸	1,511	3,515	369	231	113	126
十字	1,481	3,547	404	234	92	87
足柄	3,473	8,112	705	410	277	140
芦子	4,349	9,995	948	585	306	220
二川	2,322	5,509	523	326	177	95
東富水	5,558	12,972	1,177	670	930	399
富水	6,298	15,924	1,302	691		276
久野	4,762	11,871	920	525	419	217
大窪	2,921	6,627	936	651	306	155
早川	1,590	3,656	420	300	152	92
山王網一色	1,952	4,739	449	267	175	93
下府中	8,558	21,127	1,730	953	566	409
桜井	5,282	13,554	1,056	543	380	301
豊川	3,795	9,758	620	303	296	199
上府中	3,486	9,764	495	217	268	152
下曾我	1,472	3,776	385	231	143	74
国府津	4,763	11,933	911	516	372	293
酒匂	6,609	16,493	1,280	684	451	370
片浦	635	1,765	163	80	67	54
曾我	920	2,394	267	166	117	161
橘南	1,727	4,294	393	175	369	69
橘北	3,054	8,182	661	306		160
合計	80,688	198,863	17,199	9,753	6,304	4,453

(住民基本台帳・外国人登録者数による。ただし、災害時要援護者登録者数については、事前の登録を同意した要援護者の数による。)

資料6 高齢者、障害者、子育て相談等の地域拠点

(平成22年3月現在)

地域包括支援センター事業(市内5か所に設置)

- 【内 容】: 虚弱高齢者の把握、支援計画の策定、総合相談、適切なサービスや制度等の支援、関係機関との連携による後方支援等
- 【運営形態】: 高齢者に対する保健福祉等の実績のある市内の社会福祉法人や医療法人に運営を委託
- 【運営経費】: 1か所につき、年間約26,000千円
- 【体 制】: 保健師又は経験のある看護師、主任介護専門員、社会福祉士をそれぞれ1人以上配置

障害者相談支援事業(市内4か所に設置)

- 【内 容】: サービス情報の提供、施設紹介、福祉機器及び情報機器等の利用援助生活訓練プログラムの実施、権利擁護等
- 【運営形態】: 主たる障害(身体障害、知的障害、精神障害、障害児)ごとに、市内の社会福祉法人等の4事業者に運営を委託
- 【運営経費】: 1か所につき、年間約12,000千円
- 【体 制】: 身体障害者相談支援事業、障害児相談支援事業等の従事者など一定の経験がある者を配置

各施設相談状況

区分	内容	17年度	18年度	19年度	20年度
高齢	相談件数	第1包括支援センター		1,896	3,173 ※1 2,613
		第2包括支援センター		2,464	※1 1,613
		第3包括支援センター		1,820	※1 1,899
		第4包括支援センター		685	※1 1,679
		第5包括支援センター		3,253	※1 2,172
		計		10,118	※1 9,976
障害	相談件数	障害者相談支援センター ういず			1,337 1,478
		生活サポートセンター やすらぎ			939 1,631
		障害者サポートセンター			3,789 3,362
		こどもホッと相談カフェ			968 1,216
		計			7,033 7,687
子育て	相談件数	いずみ子育て支援センター	※2 1,509	2,736	2,463 2,727
		マロニエ子育て支援センター		※2 2,670	3,719 3,290
		こゆるぎ子育て支援センター			※2 808 1,121
		計	1,509	5,406	6,990 7,138

※1 20年度より、全体の相談件数のうち「介護予防ケアマネジメント事業」に関する相談件数を含まずに集計するようになった。

※2 それぞれの年度の8月から常設(週5日開設)となった。



子育て支援センターネットワーク事業(市内3か所に設置)

- 【内 容】: 育児相談、育児情報の提供、子育て広場の運営、講座等の開催、児童相談所等関係機関との連携
- 【運営形態】: 社会福祉法人 新生会(旧:財団法人 神奈川県児童医療福祉財団)に運営を委託
- 【運営経費】: 1か所につき、年間約6,700千円
- 【体 制】: 社会福祉法人 新生会が子育てアドバイザー(子育ての経験のある者)を派遣・配置

資料7 ケアタウン構想に関するアンケート結果

(1) アンケートの募集期間

平成21年6月22日から平成21年7月31日まで

(2) アンケートの募集方法

調査票記入要領に基づき、電子メール、ファックス、郵便または窓口に持参。

調査票1：団体・事業者などで対応に苦慮している相談・意見や課題について

調査票2：ケアタウン構想や福祉に関することについて

(3) アンケートの結果

意見数852件 主な意見については、次のとおり

高齢者に関すること 381件 子育てに関すること 175件

障害者に関すること 141件 その他 220件

	団 体 区 分	意 見 数			
		調査票1 対応苦慮相談	調査票1 団体課題	調査票2 自由意見	計
1	民生委員児童委員協議会	212	171	256	639
2	社会福祉協議会	13	10	29	52
3	老人クラブ	5	7	8	20
4	自治会	2	2	7	11
5	社会福祉法人（高齢者）	1	1	6	8
6	地域包括支援センター	8	3	1	12
7	社会福祉法人（障害者）	1	1	4	6
8	NPO（障害者）	3	3	4	10
9	障害者支援団体	8	7	13	28
10	保育所	2	2	4	8
11	子育て支援団体			2	2
12	健康おだわら普及員	1	1	1	3
13	薬剤師会			3	3
14	食生活改善推進団体			2	2
15	一般市民			9	9
16	ボランティア団体			2	2
17	その他			5	5
18	ケアタウン構想検討委員会委員			15	15
19	地区懇談会			2	2
20	TRYフォーラム			13	13
21	次世代育成支援アンケート			2	2
	計	256	208	388	852

資料8 市民意見の募集（パブリックコメント）

(1) 意見の募集期間

平成21年12月16日から平成22年1月15日まで

(2) 意見の募集方法

ケアタウン構想中間報告を公表し、それに対する意見書を電子メール、ファックス、郵便または窓口を持参。

(3) 募集の結果

意見提出人数19人（意見総数38件）

	意見の概要	件数
1	報告書の体裁に関する事	12
2	福祉人材に関する事	3
3	相談・交流に関する事	2
4	市民意識に関する事	2
5	地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連携に関する事	2
6	生活支援サービスに関する事	2
7	具体的な取組みに関する事	2
8	地域の支え合いに関する事	1
9	地域での取組みの連携に関する事	1
10	地域の負担に関する事	1
11	団体間の連携に関する事	1
12	有償ボランティアに関する事	1
13	福祉教育に関する事	1
14	行政の体制に関する事	1
15	災害時支援に関する事	1
16	その他	5
	計	38

資料９ 用語の説明

お

●おだわら高齢者福祉介護計画 (p. 6)

老人福祉法に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めた計画で、本市の高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組み内容を示すことを目的とした計画です。

●小田原市次世代育成支援対策行動計画 (p. 6)

次世代育成支援対策推進法に基づき策定する計画で、急速な少子化の進行や子育て環境の変化に対し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、地域における子育て支援対策や乳幼児の健康増進等の本市の行動計画を定めたものです。

●小田原市社会福祉協議会（小田原市社協） (p. 6)

社会福祉法に位置づけられた、地域福祉の推進を目的とする民間組織（社会福祉法人）で、地域の参加・協力によって、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指した活動を行っています。

●小田原市障害福祉計画 (p. 6)

障害者自立支援法に基づき策定する計画で、本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業について、サービスの目標量や提供体制の確保に関して定めたものです。

●小田原市障害者福祉計画 (p. 6)

障害者基本法に基づき策定する計画で、本市の総合計画や障害者の状況等を踏まえ、就労、教育、医療、バリアフリー、ノーマライゼーション理念の啓発等の幅広い分野について、障害者のための施策を定めたものです。

●小田原市新総合計画 (p. 6. 26)

小田原市を将来どのようなまちにしていくなか、またそのためにはどのように取り組んでいくかを総合的に取りまとめた、平成２３年度からスタートする新しい総合計画で、小田原市政の最上位に位置する計画です。これから小田原市が目指す「新しい小田原」の設計図でもあり、工程表とも言えます。

●小田原市民生委員児童委員協議会（小田原市民児協）(p. 7. 9. 11. 14. 15. 16. 20. 28. 30. 43)

市内の民生委員児童委員（３１９名）で組織される協議会です。民生委員児童委員が協議会を設立し、連携・協力し合うことにより、職務を機能的かつ効果的に遂行するとともに、必要な知識や技術等の向上を相互に促進することを目的として組織されています。また、市内２５の連合自治会を単位に、地区民生委員児童委員協議会が組織されています。

い

●ケース検討会議 (p. 12. 18. 22. 23)

福祉事務所において、特定の相談者に対する支援方法や解決策等について、ケースワーカーやその他関係職員が集まって協議する会議のことです。

●ケースワーカー (p. 12. 18. 19. 22. 23)

福祉事務所において、各分野（高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活保護）に関する地域住民からの相談を受け、状況を改善するために働きかけや自立に向けた支援を行う職員のことです。

こ

●子育て支援センター (p. 7. 14)

地域全体で子育てを支援するための総合的拠点として、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育て支援サービスに関する情報の提供、子育てサークル等への活動支援などを行う施設です。

さ

●災害時要援護者

高齢者や障害者など、災害発生時に自ら避難することが困難で、支援を要する方のことです。小田原市では、この災害時要援護者の登録制度を実施しており、同意した登録者に関する情報を地域の自治会長や民生委員に提供しています。

し

●シルバー人材センター (p. 13)

健康で働く意欲のある60歳以上の登録会員に対して、企業、家庭、公共団体などから引き受けた仕事を斡旋し、従事した仕事に応じて配分金を支払う業務を行っています。

●社会福祉協議会ボランティアセンター (p. 20)

いつでも、どこでも、誰でも気軽に楽しくボランティア活動に参加できるような環境づくりをめざして、ボランティア相談（登録）、学習活動、寄付金品の受付をしています。小田原市社会福祉協議会が運営をしています。

●障害者相談支援事業所 (p. 7. 11. 12. 14. 16. 17. 20. 22. 23. 44)

障害者やその家族等を対象に、福祉サービスの利用や日常生活での相談に応じ、関係機関などの情報提供や連絡、その他の必要な援助を行う事業所です。小田原市と足柄下郡3町が共同となり、市内に4ヶ所設置しています。

●地域コミュニティ検討委員会 (p. 26)

防災、防犯、福祉、環境、教育等、地域が抱えている様々な分野の課題を解決するため、地域を包括する「地域運営協議会」の発足に向け、地域における課題を自分達自身で解決していくための連携づくりについて検討する委員会です。

●地域サロン活動 (p. 11. 24)

高齢者や子育て中の親子等が抱える孤独感、孤立感の解消を目的に、地域における交流・仲間づくりの場として取り組んでいる活動です。この活動を通して、地域の福祉課題を発見するきっかけやネットワークづくりを育む場としても注目されています。

●地域包括支援センター (p. 7. 11. 12. 14. 16. 17. 20. 22. 23. 30. 43. 44)

地域にある様々な社会資源を使いながら、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、総合相談や介護予防に関するマネジメントなど、高齢者への総合的な支援を行っています。

●地区社会福祉協議会（地区社協） (p. 7. 11. 15. 16. 20)

市内25の自治会連合を単位に、自治会長、民生委員児童委員、ボランティアなど地域内の諸団体の参加によって組織化された住民団体で、高齢者、障害者等への支援や児童の健全育成のための世代間交流事業など、地域住民どうしのきめ細かい福祉活動が行われています。